

衆議院

厚生労働委員会議 第五号

平成二十八年十一月二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 丹羽 秀樹君

理事 後藤 茂之君 理事 田村 憲久君

理事 高島 修一君 理事 とくみなみ君

理事 三ッ林裕巳君 理事 井坂 信彦君

理事 楠木 道義君 理事 榊屋 敬悟君

理事 あべ 俊子君 理事 赤枝 恒雄君

秋葉 賢也君 井上 貴博君

池田 道孝君 石川 昭政君

大隈 和英君 木原 誠二君

木村 弥生君 熊田 裕通君

小松 裕君 古賀 篤君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

田中 英之君 田畑 裕明君

高橋ひなこ君 谷川 とむ君

豊田真由子君 中川 郁子君

中村 裕之君 長尾 敬君

丹羽 雄哉君 福山 守君

堀内 詔子君 前川 恵君

村井 英樹君 山下 貴司君

阿部 知子君 大西 健介君

岡本 充功君 郡 和子君

中島 克仁君 長妻 昭君

初鹿 明博君 水戸 将史君

伊佐 進一君 角田 秀穂君

中野 洋昌君 高橋千鶴子君

堀内 照文君 河野 正美君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

環境副大臣

財務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

警察庁長官官房審議官

政府参考人

厚生労働省医政局長

政府参考人

厚生労働省医薬・生活衛生局長

政府参考人

厚生労働省労働基準局長

政府参考人

厚生労働省社会・援護局長

政府参考人

厚生労働省社会・援護局長

政府参考人

厚生労働省労働保険局長

政府参考人

環境省総合環境政策局環境保健部長

厚生労働委員会専門員

委員の異動

十一月二日

辞任

秋葉 賢也君

江渡 聡徳君

田畑 裕明君

高橋ひなこ君

豊田真由子君

山下 貴司君

同日

辞任

井上 貴博君

補欠選任

秋葉 賢也君

池田 道孝君

中村 裕之君

池田 道孝君

石川 昭政君

熊田 裕通君

中村 裕之君

前川 恵君

同日

辞任

古賀 篤君

補欠選任

田畑 裕明君

山下 貴司君

古賀 篤君

江渡 聡徳君

豊田真由子君

高橋ひなこ君

同日

辞任

古賀 篤君

補欠選任

田畑 裕明君

山下 貴司君

古賀 篤君

江渡 聡徳君

熊田 裕通君

中村 裕之君

前川 恵君

高橋ひなこ君

豊田真由子君

山下 貴司君

同日

辞任

井上 貴博君

補欠選任

秋葉 賢也君

池田 道孝君

中村 裕之君

次これを許します。初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。

きょうはトップバッターで質問をさせていただきます。財務省からも杉政務官、そして文科省から樋口政務官にお越しいただいておりますが、皆さん、真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質疑に入りますけれども、皆さん、ちよっとお手元に資料を配付いたしましたので、ごらんになってください。これは、十月二十七日の財政審財政制度分科会で配付された資料から抜粋をさせていただきます。

「生活保護の基準と消費実態」ということで、生活扶助の水準が母子世帯、母、子二人の世帯、これは二級地の一、そういう地域区分ですが、月十八・四万円、これは五百万円を超える世帯の消費支出と同水準である、こういうグラフが出ています。これは非常に不適切だと私は思うんですね。

なぜかといったら、まず、母子世帯の方の十八・四万円というのは、これは保護費として支給をされている額であって、消費支出ではありません。

そして、比較になっている五百万円の世帯、これは消費支出が十八万円ぐらいだということになっていて、下の注を見てください。注のところにいろいろ控除しているものが書いてあるんですが、「自動車等関係費」というのが原則不可、そうですね。生活保護世帯は自動車は原則的に持っていない、だから自動車関係費は入らない。

しかし、年収五百万円ぐらいの世帯で、二級地の一ということになると、栃木県の宇都宮市という例が書いてありますが、そういう地域で暮らして

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官長谷川豊君、厚生労働省医政局長神田裕二君、健康局長福島靖正君、医薬・生活衛生局長武田俊彦君、労働基準局長山越敬一君、社会・援護局長定塚由美子君、社会・援護局障害保健福祉部長堀江裕君、老健局長蒲原基道君、保健福祉部長堀江裕君、環境省総合環境政策局環境保健部長梅田珠実君、環境省総合環境政策局環境保健部長梅田珠実君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○丹羽委員長 質疑の申し出がありますので、順

いる人たちはほぼ車を持っていると思います。車を利用していたら月に一万円、二万円はかかるわけですから、それを加えたら消費支出は十八万円じゃないですよ。

そもそも、やはり、消費をしている金額と支給された金額で比較をするのは明らかに間違いだし、年収五百万の人は、消費をしている以外に貯金ができるわけですよ。生活保護の世帯は、貯金も原則はない、資産もない。そういう状況にある人と、資産もあり、月々貯金もできる人の消費を比較して、何の意味があるのかと私は思うんですよ。こういうデータを出して、あたかも生活保護世帯は優遇され過ぎみたいな、そういう誘導をするのは私はいかなものかなと思います。

そもそも、十八・四万円ということは、十二月でいったら大体二百二十万八千円ですよ、単純に十二倍すれば。これに、住宅扶助の上限が四・九五万円ということですから、それを加えたって年収で二百八十万円ですよ。この二百八十万円で子供を二人育てる、これは結構簡単なことじゃないですよ、大変ですよ。

そういう世帯であるのにもかかわらず、五百万円の人と消費は一緒です、こういうデータを出すのは私是不適切だと思いますが、杉政務官、いかがですか。

○杉大臣政務官 お答え申し上げます。

御指摘の資料につきましては、平成二十九年年度に次期生活扶助基準の検証が行われることを踏まえ、財政制度等審議会における議論の土台として、財政当局の立場から提案を行ったものでございます。

これまで、生活保護の保障水準は、一般低所得者世帯の消費実態を踏まえ設定されてきております。こうした生活保護の保障水準の設定の経緯を踏まえると、一般世帯の消費支出と生活保護の保障水準を比べることにしましては一定の意義があるもの、こういうふうに考えております。以上です。

○初鹿委員 いや、私は違うと思いますよ。

一般世帯は、というか所得のある程度ある人は、消費が少なくてもストックができるわけじゃないですか、貯金ができるわけですよ。それで、いざというときがあったらそれを使えるわけですよ。生活保護世帯は、この十八・四万円の中で、全て使っているわけじゃないですよ、これは支給額なわけですから。

本来だったら、では、生活保護世帯が支給額のうちどれだけ毎月消費しているのかという調査をして、それと比較をしてくださいます。生活保護世帯だって、万が一のときに備えて、この少ない金額の中でも切り詰めて、貯金をしたり、子供の教育のために残しておいたりしているわけですよ。そういう実態もあるのに、そういうことを飛ばして比較をするのは非常に不適切だと思います。もう一枚めぐってください。

今度は「生活保護の基準と消費実態」ということで、母子家庭の世帯、一人親世帯が、一般の世帯との比較ということで書かれているんですが、この上の「論点」というところ、二番目、「母子加算がかつて廃止された同時期に、学習支援費等が創設され、子どもの学習経費に係る支援が行われているが、平成二十一年度、母子加算は復活されている」という書きぶりから見ても、母子加算をもう一回なくしてこういうような意図が非常に見えてくるんですね。

これで、三番目のところは何と結論を出しているかといったら、「これだけの水準の金額が毎月保障されていることで、就労に向かうインセンティブが削がれている可能性がある。何を根拠にこんなことを言っているんですか。実際に聞いたんですか。

それで、このグラフですよ。「母子世帯の就労率」、全体は八五%だけれども、生活保護世帯だと四七%という数字を出している。

これは確かにそうだと思いますよ。でも、生活保護に陥っている母子世帯が就労をしたくてもなかなか就労できない、そういう理由もある。その

ことを全く考慮しないで、この資料を出して、「改革の方向性」というところで書いてあるとおり、「生活保護基準の見直しに向け、その在り方・水準について、検証を行うべき」という結論を出しているのは非常に不適切だと思います。ちょっと一枚めぐっていただきたいと思います。

そして、一番後ろにクリップでとめているこちらの方がわかりやすいと思いますが、見てください。

多分、これは厚労省が二〇一〇年に出した試算という調査の結果なんですけれども、まず、仮説一、被保護母子世帯は一般世帯よりも就労阻害要因のために働きたいけれども働けない層が多いのではないかと、そういう仮説に基づいて調査をしたところ、生活保護世帯の母親で健康状態がよくない、余りよくないというのが約七割いる。そして、その下、精神疾患を疑われる心の状態にある者が四割、一般世帯の倍ぐらいになっているわけですよ。

次の二、被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも、就労しても悪条件が多く、十分な収入を得にくいのではないかと。ここは非常に注目すべきですけれども、就業中の被保護母子世帯の母親は正規雇用がわずか一%、一般母子世帯は約三割。その下、就業中の被保護母子世帯の母親は非正規雇用が約九割、一般母子世帯は約五割。こういう実態があるんですよ。

それなのに、このグラフでの比較、あたかも生活保護をもらっている母子家庭は優遇をされている、働くことをしていない、甘やかされている、そういうことを示唆するような資料を出して生活保護の制度をこれから見直していこうというの、私は非常に不適切だと思います。いかがですか。

○杉大臣政務官 お答え申し上げます。

繰り返しますが、今回の御提示いただいております資料は、二十九年年度の次期生活扶助基準の検証が行われることを踏まえ、財政制度等審議会における議論の土台でございます。

個々の受給者の状況は、委員おっしゃるとおりさまざまございまして、配慮が必要な事情もあり得ることも理解をしておりますが、生活保護の保障水準として、仮に一切の就労を行わない場合であっても、毎月一定の金額が保障されていることで就労しようとする意欲が失われている可能性もあるのではないかと、こういった問題提起をさせていただいているところでございます。

ただ、生活保護につきましては、財審の中でも委員から、金額だけで議論をしてもいいのかという意見もございましたので、しっかりと二十九年の検証に向けて議論を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○初鹿委員 生活保護というのは、憲法二十五条の最低生活を保障するという制度でありますから、実態をよく踏まえた上での検証をしていただかないと、本間に間違った見直しをすると、改悪をする、生活が成り立たなくなってしまう困窮世帯が出て、格差の是正どころか、格差を連鎖することになりかねませんので、その点も考えた上で、やはり資料のつくり方をもっとちゃんと実態に沿ったような、結論に誘導するような資料をつくるのは慎んでいただきたいと思っています。

その上で、こういう資料に基づいて制度が改正されようとしていることについて、厚労大臣としてどうですか。抗議した方がいいと思いますよ。

○塩崎国務大臣 先ほど財政審の提出資料について御議論をいただきましたけれども、厚生労働省としては、現在、社会保障審議会生活保護基準部会、ここで生活保護基準の次期検証、これは平成二十九年に行われますけれども、これに向けた検討を進めております。この中で、生活保護制度における母子世帯を含めた子供がいる世帯への扶助あるいは加算のあり方、これについて議論をいただいているわけでありまして。

この部会では、子供の貧困対策の観点も踏まえて、一般低所得世帯とのバランスといった考え方のみで見直すということは適切ではないとの意見

も述べられておるところでございます。

厚生労働省としては、やはり実質的な生活の能力と、あるいは支出の実態、そういった本当の実態というものをしっかりと踏まえる各種データを持った上で検証を進めて、議論を深めなければならぬというふうな思っているところでございます。すので、実際にどの程度困っているのかというのは、支出と収入と両方で、それを、ちゃんとした現実を見る目を持ってやっていかなければいけないというふうに考えております。

○初鹿委員 ぜひ、間違った方向に改悪されないように、よろしく願います。

では、ちよつと具体的な話に入ります。

もう一枚資料をめくっていただいて、四月の児童扶養手当の審議のときに、高校に入学のときの生活保護で入学準備として出される費用が十分じゃないという指摘をさせていただいたんですが、きょうは、中学に入学するとき、義務教育の中学校に行くときも十分じゃないという視点で質問させていただきます。

まず最初に、公立中学校の制服で地域で格差、これは、朝日新聞がある種キャンペーンのようなことをやって、SNSで呼びかけてデータを集めました。

その結果、一番高い制服を使っている学校は仙台市で、女子のブレザー服が七万七千三百六十円だった、神奈川県横須賀市では六万七千四百三円だったという、これは公立ですからね。これに、入学するときに体操服だ、副教材だとなると、一遍に十万円ぐらいかつちゃうんですよ。これは、困窮世帯じゃなくても、一般世帯でもびつくりですよ。

樋口政務官、実際に、各学校でどれぐらい入学時に保護者が負担しなければいけないのか、制服代、体操服代その他の費用、そういうデータを文科省は持ち合わせているんですか。

○樋口大臣政務官 平成二十六年に子供の学習費調査の結果がございますが、これで制服代は、中学校一年生、四万三千六百九十円でございます。

す。一方で、要保護児童生徒援助費補助金では、中学校一年生に対して制服やかばん等の費用として新入児童生徒学用品費等が支給をされておりますが、平成二十八年年度の予算単価は二万三千五百五十円でございます。

子供の学習費調査の対象児童は無作為に抽出をしているため、単純に比較はできないものの、制服代に対して国の予算単価は十分ではない現状でございます。このため、平成二十九年年度の概算要求においては、実勢価格等を踏まえて、この単価を二万三千五百五十円から五万二千三百四十円に引き上げの要求をしているところでございます。

○初鹿委員 杉政務官は、質問は終わりましたので、どうぞ。

今、樋口政務官から、私が質問する前に答えられちゃっていましたが、二万三千五百円の援助は出ているけれども十分じゃないと。そうなんです。十分じゃないんですよね。それと、やはり公立中学校、義務教育は無料だと思ってるんだけれども、無料じゃないんですよ。こんなにかつちゃうんですよ。やはりこの差は縮めていくような努力をぜひ文科省としてしてもらいたいんです。

それと、制服や体操服は実費がかかってもやむを得ないと思いますけれども、副教材のような学習にかかわるようなものまでお金を取るとするのは、私はどうなのかなと思います。

あと二枚めくっていただくと、ある自治体の標準的な経費というのをもしました。ある自治体、A区と書いてありますけれども、私の地元の江戸川区なんですけれども、これを見ていただくと、制服代で三万、体操服代で一六六千円、指定かばん代で七千円、教材費(各教科の副教材等)で三万円もかかるんですよ。学校で学ぶのに、無料のはずが三万円かかっちゃうんですよ。

やはり、こういう副教材の費用というののも一定程度、義務教育ですから公費で見るといようなことも検討すべきだと思いますが、政務官、いかがですか。

○樋口大臣政務官 今、平成二十六年の子供の学習費調査のお話をしました。制服や教科書代以外の図書費などを含む学校教育費としまして、公立の小学校で年間平均五万九千円、公立の中学校で年間平均十二万九千円という支出になっております。

一方で、要保護世帯においては、要保護児童生徒援助費補助金により、小学校で年間平均二万二千円、そして中学校で年間平均五万四千円が支給されておりますが、十分ではない状況でございます。そのため、先ほど申し上げましたけれども、この単価の引き上げを今要求しているところであります。

また、その他の品目につきましても、今後の生活保護基準の状況等を踏まえて、厚生労働省、財務省、そして総務省と協議をしてまいりたいと思っております。

文科省としましては、支援の必要な児童生徒に対して必要な援助が行えるように就学援助の充実に取り組んでいきたいと思っております。

○初鹿委員 今、文科省には就学援助の話をしていただきましたが、生活保護世帯に対して入学準備金というのが出るんですよね。その賄えない部分になっていくわけですが、本来だったら生活保護世帯は生活保護の中できちんと必要な経費は見るべきなんじゃないですか。ところが、中学生の場合には四万七千四百円以内なんですよ。さっきの仙台市にもし通っているとしたら全然足りませんよ。制服買えないんですよ。この現状をどう思いますか。

私は、四万七千四百円というふうな上限を決めるんじゃないくて、必要なお金をきちんと実費で支給するように制度自体を変える必要があると思いますが、政務官、いかがですか。

○堀内大臣政務官 お答え申し上げます。生活保護制度においては、義務教育に伴って必要となる費用については、学校に入学する際の制服の購入等に必要なる費用を入学準備金として支給されていただいております。この基準額について、近年では、文部科学省所管の就学援助の補助金単価の改定率を踏まえて改定を行っているところでもあります。

また、義務教育に係る費用については、入学準備金だけでなく、日々の学習に必要な筆記用具等の学用品や通学用品を賄うために、毎月一定額を教育扶助として支給させていただいているところでもあります。

いずれにいたしましても、教育扶助を含めた子供のいる世帯の扶助や加算のあり方については、平成二十九年の生活保護基準の検証において十分に検討してまいります。

以上でございます。

○初鹿委員 私が聞いたのは、そんなことはわかってはいるんだけれども、実費で出すように変えられないのかと聞いたので、そこについて答えてもらいたんですが、ちよつと時間がなくなってきたので、またこれを次回やりましょう。

最後の、これは私がつくった資料です、厚生労働省の担当者に御協力いただいて、では、毎月毎月、母子家庭の世帯は幾らお金が入ってくるのかというのをもしました。なぜこれを出したかというと、生活保護の費用に加えて、児童手当、児童扶養手当が加わるんですけれども、これは年三回の四月月まとめ払いなわけですね。要は、その支給月でないときは、その分生活保護費から控除をされていくんです。

見てください。三月はどちらも入らない月なので、どちらも入らないと、本来、二十万四千三百円入るんですよ。これは一級地一ですから、二十三区の、私の住んでいるところで、三十代の母親、子供二人の世帯でつくっておりますが、それが、扶養手当と児童手当が入らないと、十三万五千八百六十円に減額されるんですよ。これは非常に厳しいと思いますよ。

それで、三月に四万七千四百円の入学準備金が入るんですけれども、やはり、この月に両方の手当が入らないで支給金額が低くなっているという

めている、こういう取り組みをしているところでございます。

なお、被害者救済の際に必要な薬事・食品衛生審議会での審議についても、効率的かつ速やかに審議を進めることを目的として、平成二十八年四月にH P V ワクチン副反応被害判定調査会を設置した、こういうような対応をしているということについてお答えします。

○塩崎国務大臣　今先生から御指摘があつたのは、PMDA法と予防接種法を別々にやっている、接種にあつて、有害事象が発生したケースの

扱いが異なっていたんじゃないか、それを今どうしているんだ、こういう御質問だったというふうに

これは、昨年の九月十七日に、「HPVワクチン接種後に生じた症状に対する当面の対応」とい

うことで、幾つかの基本方針を示させていただき
ました。これは、御案内のように、一つは、やは
り科学的な知見を尊重しながら対応していこうと

いうことと、有害事象が出た方々に対して、これ
まで以上に寄り添った姿勢をちゃんと、きちつと
とって、救済にしても医療支援にしてもやってい

こうということがあります。

その中で、救済制度間の整合性の確保ということで、定期接種化以前に基金事業で行われていた

Hib、小児用肺炎球菌を含めた三ワクチンの救済につきまして、接種後に生じた症状で因果関係が否定できないと認定されたものが、入院相当で

ない、いわゆる通院ですね、通院が扱いが違っていたので、これについて、予防接種法に基づく接種と同等の医療費、医療手当の範囲となるように

予算事業による措置を講じるということを決めたところでございまして、それにのっとってやらせていただくというところでございます。

○水戸委員 若干の改善があるようなことであり
ましたけれども、しかし、予防接種法とPMDA
法では、例えば年金の支払い額も、章書見直し金

とか障害年金、また介護加算もそうなんですけれども、こういうものに対して、同じような症状、

しかし、打つ時期が違ふ、打つ対象年齢に差異がある、結局、そうした適用される法律によって、年金の支給額にかなりギャップがあるんですね。

では、この支給額も、これから検討課題として、差をなくすんだという方向性でいいですか。
○塩崎国務大臣 事前通告をもう少し具体的にいただくという議論ができるのではないかと、いうふうに思いましたので、ぜひ次からはそのようにしてもらえればというふうに思います。今のような御質問は、全く私のところには届いていないものですから、答えようがないということでもあります。

いずれにしても、これは基金事業であり、そして、予防接種法に移行するという、これは民主党政権時代におやりになったことであります。このときの扱いで、今御指摘のように、予防接種法の問題と、それから、PMDA法では扱いが違うということでありますが、先ほど申し上げたとおり、医療費、医療手当の問題につきまして、同等の手当でやるようにということで申し上げて、今実施をしているわけであります。

当時、民主党政権が、あえて基金事業でおやりになって、予防接種法とは違う扱いを御存じの上でおやりになったことでありますので、私どもとしては、今、少なくとも、そうであっても、例えば通院で通われている有害事象をお持ちの方々に、やはりそこは、通院の際でも医療費、医療手当については整合性をとらうじゃないかというのを申し上げて、こういって有害事象については、因果関係はわからなくても、疑わしき対応をきちっとするということが大事かということとでやらせていただいているところでございます。

○水戸委員 今までの議事録を拝見しても、その前向きな姿勢は多しと思うんですが、どの政党が政権与党であつたといえしましても、こういう国民の健康と命を守ることは大事なことでありますから、これはもう前向きに進めていただきたい

たいと思うんです。

先ほど、若干、副大臣ですか、お答えになったように、接種後の健康被害の救済において、いろいろな、症状が多岐にまたがっちゃうから、なかなか医療機関でも、どこに診せたらいいかわからない、たらい回しにされる傾向もあるんですからね。ですから、そのために、申請書の準備とか、また逆に、それを審査する期間によって救済が非常におくれてしまうという指摘も今までもいろいろとありました。実際にそういうことを言っている議員もおりまして、それに厚労大臣も答えています。

それに対する改善策として、例えば申請書類の簡略化とか、また国やPMDAにおける処理の短縮化、また健康被害救済の支給決定を迅速化する、いろいろな形でこういう論点も出されているんですけれども、それに対して、どういう形でこれを前向きに取り組んでいくか、もう一度、具体的ににお答えください。

○塩崎国務大臣 平成二十二年の十一月から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業において、ワクチン接種によって生じた健康被害について適切に救済するために、基金の交付要件として、市町村に対して民間保険への加入を求めているわけがあります。

当保険の利用実績につきましては、民間保険会社がその約款等に基づいて個別の申請ごとに支給の可否を決定する、こういうものでございまして、厚生労働省はその利用実績を把握しておらないわけでございます。

また、医薬品医療機器総合機構の被害者救済の手続、これは標準的事務処理期間六カ月の目標に沿って処理をしております。給付請求に必要な資料についても、平成二十八年一月に、可能な限り簡素化をして、不必要な書類を添付しないで済むための事務連絡を発出するなど、請求者の負担軽減に努めているというところでございます。なお、被害者救済の際に必要な薬事・食品衛生

審議会での審議、これにつきまして、効率的かつ速やかに審議を進めることを目的といたしまして、平成二十八年四月、ことしの四月に、HPVワクチン副反応被害判定調査会、これを設置させていただいたところでございます。

○水戸委員 副反応のことにしましてはいろいろな症状が出されているわけでありまして、例えば、こういうことに関して、各都道府県別に協力医療機関というのを設けながら、そして、ある程度、そういう人たちにに対する支援を、また診療を通じて、どういう症状の経過をたどりながら、いかに改善に手を施していくかということをやっている取り組みは見えているんですね。しかし、残念ながら、接種後四年も五年もたっているにもかかわらず、症状が全くよくならない、むしろ重症化し、さらに重たくなっている、そういう事例も見られるんですね。

要は、そういう副反応を患っている方々、本当に、若い女性の方々ですけれども、やはり協力医療機関にいろいろと受診をしようとしても、なかなか具体的に確立された検査方法とか治療方法が定まっていなくて、ということなので、この協力医療機関に対して、そういうものがある程度もつと促進するような形で、厚労省としても、検査体制とか、またはその審査体制というものをしっかりとした形でやるということをもつと、もつとこれを裏づける必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。今、現状はどうなんですか。

○橋本副大臣 現状についてというお問い合わせでございます。現状は、御答弁申し上げます。

協力医療機関は、厚生労働省の通知に基づき、HPVワクチン接種後の症状に対して身近な地域において適切に診療を行うことを目的として、さまざまな診療科が協力して診療を提供する体制が整っていることなどを要件とし、都道府県知事が選定したものでございまして、現在、八十五施設ということになっております。

これらの協力医療機関においては、HPVワクチン接種後に多様な症状を生じた方に対して、鑑

別診断に必要な検査を実施したり、個々の患者の症状に応じた適切な診療を提供できるよう、さまざまな診療科が連携して診療を提供しているところでございます。

なお、厚生労働省においては、平成二十八年七月二十二日に、協力医療機関を対象としたHPVワクチン接種後の診療に関する研修会を行っております。引き続き、現場の医師の診療の質の向上のための研修の実施等に努めてまいり所存でございます。

以上です。
○水戸委員 やるやると言っただけでなかなか、その受け皿がしっかりしていないという、そうした懸念が非常にありまして、結局、患者さんも信頼して協力医療機関に身を預けるということがなかなかできない、現実的にそういう医師もなかなかそこに備わっていないというこの指摘がされているんですね。

例えば、日本医師会とか医学会が出されている「HPVワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き」を改めて周知徹底して、受診しやすい環境を整えることが必要だと思うんですけれども、こういうことに対して具体的にどういうふうに取り組んでいくおつもりなのか、厚労省として考えていらっしゃるのか、お答えください。

○塩崎国務大臣 先ほど協力医療機関について橋本副大臣から御説明申し上げましたけれども、これに加えて、去年の九月に、協力医療機関と連携をする、そういう病院をさらに十五ほど全国に指定をさせていただいて、そういった面でも医療の充実を図ることになっております。

先ほど、協力医療機関が八十五あるという話を申し上げましたが、毎月約百人の方々が受診をされているわけでありまして。ただ、今申し上げたように、県で一つしかないというようなところでもっとふやすということで、例えば私の愛媛県でも、愛媛大学の附属病院に加えて日赤病院が指定をされるということで、町も違つてくるにあるということになったわけでございます。

協力医療機関が地域に選定をされたことによつて、受け入れ施設が見つかり、適切な診療を受けることができたという声がございしますが、一方で、これはやや残念なことでもありますけれども、協力医療機関の医師がH P V ワクチン接種後の症状の実情とか治療に関する理解に乏しいとかといった声があつて、あるいは他の医療機関へ回されるといったようなことがあつたということも私どもよくわかつていましてございしますので、患者の皆様方が適切な診療を受けることができるように、明らかとなつていいる今申し上げたような諸課題、これにちゃんと対処するために、医師等に対する研修を今日まで行つてまいりました。

医療の質を高める、そして患者に寄り添う対応をしていくということが大事だということで、最新の科学的知見もしつかり医師が周知をするように努力をしてまいつているところでございまして、引き続き、医療支援の充実、そしてまた、それに加えて、去年の九月に発表したのは、学校現場でも、こういったことについての相談も含めた教育現場での支援というものを医療と連携をしていけるようにということをやらせていただいたわけでございます。

いずれにしても、さまざまな手だてを打つことによって、有害事象に遭遇されている方々に寄り添つてまいりたいというふうに考えております。

○水戸委員 時間が来てしまいましたので、まだ全然時間が足りませんが、また別の機会にこの問題をもっと深掘りをしていきたいと思ひますので、本当に真摯な対応を、厚労省挙げて取り組んでいただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、小松裕君。

○小松委員 おはようございます。自由民主党の小松裕でございます。

本日は、貴重な質問の機会を与えていただきましてことに感謝を申し上げて、質問に早速入らせていただきます。

本日は一般質疑ということで、医師の偏在と専門医制度のことに関して、そしてもう一つは、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック、そしてその前年にはラグビーのワールドカップが日本で開催されるわけでありましても、アンチドーピングにかかわる厚生労働省の取り組みについて、この大きな二点について質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

私の地元である飯山市というのがあるんですが、飯山市に飯山赤十字病院があります。そこで、飯山日赤改革支援グループという、市民がその病院を支える、そういったグループが昨年できまして、飯山赤十字病院の現状とこれから、そして我々市民に何ができるか、こういった懇談会が、その市民グループ、そして市長、院長を含めて先週も行われました。

と申しますのは、飯山日赤病院というのは、新しくできた北陸新幹線の飯山駅からも歩いて三分ぐらいの本当によいところにあるんですが、それでも医師がどんどん少なくなつていって、そして市民が不安になつていいるという現状があります。具体的には、産科の医師が一人で何とか頑張つてきたんですが、もうだめだということ、ことしの四月から、産科、お産ができなくなりました。また、内科医も毎年一人、二人ずつ減つていいてる。そして、救急でもなかなか患者さんが受け入れられないという状況もある。

これは市民病院として何とかしなければいけないということで、本当に市民の皆さんが、自分たちには何かできないかということ、さまざまボランティア活動をしたり、先週行われた懇談会のように、現状をしつかり認識しながら、一緒に飯山日赤を立て直していこうというふうに頑張つておられます。

そこで、私も先週その会に出てきたんですが、一番問題になるといふかネックになるのが、やはり医師が来てくれないということなんです。地域の自治体でもさまざまな財政支援をしたり、病院もさまざまな経営改善の取り組みをしたり、そ

して、ドクターに来てほしいということで本当にさまざまな取り組みをしているんですが、なかなか医師が集まらない。

これは私、以前からこの厚生労働委員会でも何度も何度も話をしているところでありましても、今進んでいる専門医制度、これが、地域の医師の偏在、これを状況によっては助長させる可能性はあるのではないかと、何ども質問させていただいていいるわけでありまして、この専門医制度にしましては、地域医療構想としっかりとリンクさせて、そして医師の地域偏在、診療科偏在を加速させないような仕組みにすべきだということを何度も申し上げてきているわけでありまして。

そして、平成十六年から医師の研修医制度というのが始まりました。そこで、医師を育てる仕組み、医者になつてから育てる仕組み、これも、その育てる仕組みによつて医療体制そのものが変わつてしまふということ、これを我々は学んできました。つまり、この研修医制度でさまざまな問題が生じてきた、大学の医局が崩壊して、そして地域医師偏在がさらに進んだとも言われています。この新たな専門医制度がそうならないような仕組みにすべきだということを常々申し上げてまいりました。研修医制度と同じ轍を踏んではいけないということでありまして。

そこで、この専門医制度に関してでありますけれども、平成二十年に日本専門医制評価・認定機構が発足しまして、そして平成二十六年には一般社団法人日本専門医機構が発足した。私、何度も御質問させていただいていいる中で、厚労省はどのようにかわつていくべきかということに関して、プロフェッショナルオートノミー、ドクターたちが決めていることであるという、もう少し厚労省に深くかわつてほしいなという思いを込めて質問させていただいていいるわけでありましても、そのようなことが、ことしになつていいるような動きになつてまいりました。

すが、ことしの六月に、日本医師会と四病院団体協議会が、「新たな専門医の仕組みへの懸念について」を表明した。これを受けて、厚生労働大臣が、厚生労働大臣談話として、「厚生労働省としては、医療を担う方々が、医師及び研修医の偏在防止及び日本専門医機構のガバナンスの抜本的見直しを要望された趣旨を十分理解します。こういった談話を述べておられるわけでありまして。

このような経緯から、日本専門医機構は役員を一新して、そして、幅広い視点から議論が行われるようになっていくと認識してあります。実際、二十九年度から行われる予定であつた専門医制度も、一年延期するということが決定されたというふうに聞いています。

これについて、今まで、ちよつと機構に任せ過ぎていた部分もあつたんじゃないかなというふうに感じるわけでありましても、医師偏在を加速させないためにも、一度立ちどまつて、この専門医制度の問題点を整理していく、そして、厚生労働省としても相当の関与をしていくことが必要であるというふうに考えています。

これまでの経緯も含め、専門医制度について、また、厚生労働省としてのかかわり方についてどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○神田政府参考人 新たな専門医の仕組みにつきましては、ただいま先生から御指摘ありましたように、平成二十九年年度から当初養成を開始することとしておりましたけれども、地域医療を担う医療関係者や地方自治体から、医師の地域偏在を助長するのではないかなどの地域医療に対する懸念が表明されましたことから、養成開始を一年延期することとして、現在、日本専門医機構において、平成三十年度からの養成開始に向けた準備が行われているところであります。

厚生労働省としては、地域医療に責任を負う立場から、専攻医の大都市部への集中や、これまで研修医を受け入れていた施設が新たな仕組みにおいて研修施設から漏れることがないようにしてい

必要があるというふうに考えております。

このため、厚生労働省としては、新しい仕組みが地域医療に配慮されたものとなりますように、現在見直しを検討しておりますプログラムの認定基準が地域医療に配慮された柔軟なものになるように求めるとともに、各都道府県の協議会において、これまで研修施設になっていたところが漏れることがないようにチェックをしてもらうなどの対応を考えているところでございます。

○小松委員 ありがとうございます。

具体的に言いますと、この専門医の制度、例えば消化器の専門医であれば内視鏡検査を何件やらなきゃいけないとか、それから、指導医がいなければいけないとか、そのような基準によって、若い医者が修行を積むために、そして専門医を取るために大きな病院を選ぶ、患者さんがたくさんいる病院、そして指導医がいる病院、こういったことを選ぶということになる可能性がある。そうすると、ますます地域偏在が加速する可能性があるということなんです。

それから、指導医に関しても、では、指導医の配置を誰が差配するのか。結局、今の現状でも大学の医局がかかわっていることが多いわけでありますけれども、そういった決まりもしつかりつくらないと、指導医が適切に配置されなければ、当然そこに医者が集まらなくなるといったことがあるわけであります。

ですから、一年延期して、機構のメンバーも一新して、そして地域医療に医師偏在が起きないような、そういった方向に向かいつつあるということとは認識いたしますけれども、ぜひとも、しっかりと目を配っていただいて、そして、先ほど申しました、研修医制度によって地域偏在が進んでしまった同じ轍を二度と踏まない。これは法律事項ではありませんけれども、しっかりと目を配っていただきたい。

私たちも、しっかりと目を配りながら、地域偏在が進まないようにしなきゃいけない。それがしっかりとできないと、先週の飯山日赤のお話をし

ましたけれども、幾ら地域で努力しても、幾ら財政的にお金をつけても、医者が来ないと病院は成り立たないといった現実がありますので、ぜひとも、この専門医制度に関して、しっかりと目を配っていただきたいというふうに思います。お願い申し上げます。

次に、アンチドーピングに関して御質問いたします。

ことしの夏には、リオでのオリンピック・パラリンピックが開催されました。私も、実は二十四年ぶりに、日本でオリンピック、パラリンピックをテレビで観戦するということになりました。というのは、一九九六年のアトランタ・オリンピック以降、日本選手団のドクターとして五回のオリンピックにずっと行っておりまして、五回のオリンピックはいつも選手村が競技会場、こういったことで二十四年ぶりに見て、テレビで映し出される選手たちの姿、そして誰もが述べる感謝の言葉、あんな言葉を聞きながら、スポーツの力はすばらしいな、このスポーツの力を社会の力にしなきゃいけないな、このことを強く感じたわけでありました。

ただ一方、二〇二〇年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催される。その前年にはワールドカップが開催される。そして、今回のオリンピックでも、直前にロシアの組織的なドーピング疑惑というのが話題になりました。そして、二〇二〇年、東京が招致に成功したのも、日本がアンチドーピングにしっかりと取り組んでいる、このことが評価されたというふうに理解しています。

このアンチドーピングの体制、これをしっかりと取り組んでいかなきゃいけないということとは、今までも、特に文部科学省やスポーツ庁に関して、さまざまお願いや質問など、委員会でも質問させていただいてきていることであります。

その中で何度も申し上げてきたのが、アンチドーピングというのはスポーツ界だけの話ではないということでありまして、つまり、選手たちは病院に行きます。必ずしもスポーツのことをよく知

らない先生のところで診てもらうことがある。そうすると、そのドクターがアンチドーピングの知識が全くないということが大変多いんです。

私は、スポーツの世界からこの国会に、議員になって四年たちますけれども、いまだに私の携帯電話にオリンピック選手から電話がかかってくる。

先生、今薬屋にいるんですけども、この薬は飲んでいいですか。それから、あるときは病院の診察室から、これからちよつと先生にかわりますね、それでその先生と話して、こういう病気でこの薬を出したいんだけど大丈夫ですかね。この電話がかかってくる。それほど、スポーツにかかわるドクターはアンチドーピングの知識があるけれども、一般のドクターにその知識がないということでありまして。

こういったことを指摘申し上げて、文部科学省では、医学教育の中のカリキュラムにアンチドーピングに対する項目、カリキュラムにプログラムを入れていただく、こういったことも今進んでいるというふうに聞いています。それに対して、医者になった後の教育、そこで医師や看護師や医療にかかわる人たちにアンチドーピングの知識をしっかりと伝えていく、啓発していくということが大事だろうというふうに思います。

特に、前年にはワールドカップがある、そして、これは東京だけではなくて、いろいろなところでキャンプが行われるわけですね。キャンプが行われれば、そこで外国から来た選手が、ぐあいが悪くなるときがある。そういった場合、使える薬、使えない薬、使えない薬であっても、しっかりと申請すれば使えるようになる薬もあります。そういった基礎的なことを全国の医学関係者が知ることがあると思うわけでありまして。

そういった点にしまして、現役の医師、薬剤師などへのアンチドーピングに関する啓発活動、そして卒後教育、これを厚生労働省としてどのように取り組みを考えているか、お答えいただきたいと思ひます。

○神田政府参考人 二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けました日本国内におけますアンチドーピング体制の構築、強化につきましては、現在、文部科学省に設置されたタスクフォースで議論がされているところでございます。

ことし八月に取りまとめられました中間報告におきまして、国際的なドーピング防止活動ができる人材の不足ということが課題として指摘されておりまして、また、医師や薬剤師等の関係者の知識不足があるということも指摘されているところでございますので、ドーピング防止活動に関係する医師、薬剤師、看護師等の教育、研修の必要性ということも中間報告の中で指摘されておりまして、先生御指摘のような点も含めまして、我々としては関係省庁と連携して、医師や薬剤師への周知啓発のために必要な協力を行ってきたいというふうに考えております。

○小松委員 ありがとうございます。ぜひ、文科省やスポーツ庁と連携をとりながら進めていただきたいというふうに思います。

ベイス的なところは医学教育で教えても、例えば、ドーピング禁止物質の禁止表というのがあるんですけども、あれは毎年変わるんです。去年大丈夫だったけれども、ことしだめになる、そういったこともあります。それから、検査の方法も変わってきます。そんなふうには、毎年変わるという面でも厚労省がしっかりとかわっていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、ドーピング禁止物質というのは、競技会検査と競技会外検査、いわゆる抜き打ち検査と競技の後に行われる検査で禁止物質がかわるんですね。そんなことも、本当に基本的なことも、一般のドクターというのは知らないという現状がありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック大会におけるドーピング検査の関係で、今、ドーピング検査というのは、基本的に尿検

査を行います。九十ccの尿をとって、そしてそれを調べるわけでありすけれども、今、血液検査によるドーピング検査、これを世界アンチ・ドーピング機構がほとんどやれと。日本は、血液によるドーピング検査が、まだまだ少ないということが指摘されているわけでありす。

現在、血液検査、日本では大体三百件ぐらい、三百検体ぐらい行われているというふうに承知していますが、二〇二〇年東京オリパラ大会では、恐らく千三百件ぐらいの血液検査の検体を検査しなければいけないことになるだろうというふうに行われているわけでありす。

尿検査は、誰でも、尿を出しているところを係官が見て、誰でもというか、ドーピング係、検査員がやることのできるわけですけれども、血液検査というのは採血をしますから、針を刺すという行為になりますので、これは看護師とか医師とか、医学関係者がそのドーピング検査に深くかわらなければいけないということになります。千三百件行くなれば、相当数の採血、針を刺す人が必要になるわけでありまして、現時点で、東京オリパラ大会では二百人ぐらいの採血をする人が必要になるだろうというふうに行われています。

ところが、その二百人、どうやって要請するのか。これは、先ほどお話しいただきましたようなタスクフォースの議論を受けて、これから恐らく連携を考えていくことになるんだらうと思ひますけれども、このような採血者の確保に關して、一義的には組織委員会がやることであらうと思ひます。

しかし、二〇二〇年の東京オリパラだけではなくて、それから先のアンチドーピング活動という観点からしても、適切な採血者となり得る医師や看護師の確保のために厚生労働省としてどのように取り組んでいくか。とりあえずは、二〇二〇年のオリパラ大会では大会組織委員会にどのように協力していくか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○神田政府参考人 ドーピングの検査体制についてでございますけれども、先ほど申し上げました、文部科学省に設置されましたタスクフォースの中間報告におきまして、血液検査のための採血に必要な医師、看護師の人数を確保するためには、府省庁を含めた関係機関に対する協力依頼などの対策が必要であるという指摘がされているところでございます。

先生御指摘の、先ほど、大会期間中に千三百件の血液検査が必要であるということから、二百名の採血者の体制をつくっていく必要があるというふうに行われているところでございますので、二〇二〇年の東京オリリンピック・パラリンピック大会に向けまして、厚生労働省としても、関係省庁と連携しながら、採血者の体制の確保について必要な協力を行っていきたいというふうに考えております。

○小松委員 ありがとうございます。

先ほどのアンチドーピングの卒後教育を含めて、このアンチドーピングの体制に關しても、厚生労働省として、しっかりとスポーツ庁、そして文部科学省と連携をとりながら進んでいただきたいというふうに思ひます。

これは先ほど申し上げましたけれども、あくまでも二〇二〇年東京オリパラのためというのではなくて、それから先もしっかりと推進していかなければいけないアンチドーピング活動のためというふうに理解しています。ぜひともよろしくお願ひします。

最後の質問であります。

私、一九九六年、ちょうど今から二十年前なんですけれども、日本で全くアンチドーピングの体制がない、今は日本アンチ・ドーピング機構というのがあるわけでありすけれども、そういうものを日本で作ろうということ、オーストラリアに視察に行ったことがあります。ちょうど二十年前、シドニー・オリンピックが二〇〇〇年ですので、その四年前、オーストラリアのアンチドーピングの取り組みについて

て視察に行きました。

そのときに大変驚いたのは、国を挙げてアンチドーピングに取り組んでいるという姿勢でありました。その当時で三億円の国家予算がアンチドーピングにつけられている。そして、政府の関係者やアンチドーピングの関係者と話をして一番感じたのは、アンチドーピングになぜ国を挙げて取り組むかということなんです。

そこで出てきたのが、アンチドーピングにしっかりと取り組む、このことが、青少年や社会全体の、いわゆる薬物乱用であるとか覚醒剤や麻薬、そういった薬の手をかりて何かをする、こういったことはよくないことなんだ、その一番根本になることがアンチドーピングに盛り込まれているんだ、こういったことを、熱弁を聞いた覚え、このことを思い出したわけでありす。

二〇二〇年東京オリパラ大会、今、アンチドーピング活動に厚生労働省もしっかりかかわっていただいて、進めていただきたいというお話を申し上げましたけれども、スポーツのみならず、今お話ししたような薬物全般の正しい使い方や、薬物の乱用、麻薬や危険ドラッグ、その他そういったものに安易に手を出さない、そのような観点での啓発活動に關して、アンチドーピングとのかわりも含めて厚生労働省としてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お答えいただきたいと思ひます。

○武田政府参考人 厚生労働省といたしましては、薬物乱用防止の普及啓発活動に努めておりますけれども、特に、青少年層への啓発強化でございますとか、さまざまな形態、媒体を通じた普及啓発の推進などが課題となっております。

具体的には、違法薬物に対する啓発活動として、小学六年生の保護者向けのリーフレット、高校卒業予定者向けのリーフレット、青少年向けのパンフレットを作成、配布するとともに、教育機関などの要請に応じて講師を派遣する薬物乱用防止啓発訪問事業を実施するなどの取り組みを行っているところでございます。

また毎年、「ダメ。ゼッタイ」普及運動や麻

薬・覚醒剤乱用防止運動などの国民運動を展開するとともに、フェイスブックやツイッター等のインターネットを活用した情報の発信などにも努めているところでございます。

なお、麻薬・覚醒剤乱用防止運動は十月一日から十一月三十日までの期間ということで、現在、この麻薬・覚醒剤乱用防止運動の期間でもございしますので、力を入れて取り組んでいるところでございます。

厚生労働省といたしましては、御指摘のように、二〇二〇年の東京オリリンピック・パラリンピックの開催は、国民に幅広く違法薬物についても関心を持ってもらえる非常にいい機会であると考えておりますので、積極的に啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

○小松委員 ありがとうございます。

このくだりに關しても、やはりアンチドーピングというのはスポーツだけのものではない、社会全体にかかわるものである。そして、何度も申し上げましたように、スポーツ庁と厚生労働省がしっかりと連携していただいて、ドーピング検査の仕組みやその啓発、そしてそれが社会全体に与える影響、こんなものを考慮しながら、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいということを申し述べます。

最後に、時間があと二分ほどありますので、ちょっとお話をさせていただきますけれども、今回の厚生労働委員会でもさまざまな議論を聞きまして、改めて、みんなが求めている安心のための仕組み、これをつくっていくことが大事な、年金や医療、そして社会保障、しっかりとみんなが安心するということだけではなくて、それを将来にわたって持続可能である仕組みをつくっていく、このことが我々の責任であるということを感じているわけでありす。我々だけではなくて将来の世代に対して、年金そして医療に關してもしっかりと知恵を絞っていくということが大事である、そう考えます。お金をかけずに健康である仕組み、こういった仕組みをつくっていくかなければ

いけない、そう思います。

そんなところで、きょうは文科省との連携のことをずっと話をさせていただきましたけれども、昨年の十月にスポーツ庁ができましたが、その中に健康スポーツ課ができました。この健康スポーツ課というのは、スポーツと健康、誰が考えても強く結びつくというところなわけでありますが、お金をかけずに健康でいる仕組み、社会保障制度、医療の仕組みがしっかりと持続していくために、やはりスポーツと健康というのは大変大事な視点だというふうに思います。これから、その健康、スポーツがしっかりと働くことができるように、我々もしっかりと支援していかなければいけないというふうに思っているわけでありますけれども、子供からお年寄りまで、みんなが健康で元気で暮らしていく、こんな社会を実現する、そして持続可能な社会保障制度をつくっていくために、ぜひとも、スポーツと健康という観点に関しても、スポーツ庁との連携をこれからもしっかりととっていただきたい、そのことをお願い申し上げます。私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○高島委員長代理 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。

久方ぶりにこの委員会で質疑に立たせていただきます。

きょうは、二つ議論をしたいと思っておりますが、大臣もいらっしゃいませんので、一つだけになるかもしれません。

一つは、子供の医療制度のあり方について議論をさせていただきたいというふうに思います。

昨年の国会では、御案内のとおり、持続可能な医療保険制度を構築するための国保制度の改革、この法案が成立したわけでありますが、この国保制度の改革を議論する中で、我が党から強い要請を政府にした経緯がございます。我が党の山口代表などの国会質疑を通じて、特に各自治体が独自に実施しております医療費の助成制度、特に子供医療等ですね、こうしたものについて国保の

減額調整措置が行われているわけでありまして、これはそろそろ見直した方がいいのではないかと、こういう議論であります。

我が党のそうした要請も受けて、昨年九月から五回にわたりまして子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を厚労省はやっていただきました。一応のまとめが行われたのではないかと理解をしております。このまとめの内容について、ポイントだけで結構であります。御答弁をいただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 検討会の取りまとめについて御質問でございます。

ポイントだけということですので、ポイントだけ申し上げますが、この調整措置につきましては、賛否両論からさまざまな御意見がございましたけれども、一億総活躍社会に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めたということでございます。

○榊屋委員 局長、ありがとうございます。まさに今おっしゃったとおりでありまして、この問題は長い問題でありますから、賛否両論があるということは我々もよく承知しております。

しかし、この検討会では、この検討会、地方の団体の皆さんも入っていただいておりますが、その行われたというふうに記憶しておりますが、その中で、今御答弁がありましたように、少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた、もちろん反対意見もあった、こういうことであります。

さて、このまとめを受けて、ことし作成された二ツポン一億総活躍プラン、ここにもきちっと整理をされたとは私は理解をしているのでありますが、この中身についても、事務方で結構でございます。御答弁をいただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 検討会のまとめに関する一億総活躍プランにおける書きぶりでございますが、本年六月二日に閣議決定をされました二ツポン一

億総活躍プランにおきましては、「希望出生率一・八」に向けた取組の方向」という章におきまして、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされたところでございます。

○榊屋委員 ありがとうございます。

こうした内容については、我々、与党の一員として強く明確に記載することを求めてきて、こういう整理になったわけであります。

こうした経緯を受けて、現在、政府において、さまざまな医療保険制度のあり方について、改革工程表に基づきまして、我が党も大変苦しい思いをしておりますが、高額療養費の見直しなどについて議論をされているわけであります。

こうした、特に社会保障審議会医療保険部会等で議論されている中に、私は、そろそろ、この国保の減額調整措置のあり方についてもやはり一度ここで議論をしていただく必要があるだろうというふうに首を長くして待っているわけであります。そうした検討状況についてもお示しをいただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 審議会等における議論について御質問でございます。

国民健康保険の減額調整措置につきましては、二ツポン一億総活躍プランに基づきまして、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の取りまとめを踏まえて、関係審議会や地方団体等の御意見もよく聞きながら、見直しを含めてしっかりと検討させていただいて、年末までに結論を得るということにさせていただきたいと思っております。

○榊屋委員 今、何とお答えになりましたか。よくわからなかったな。

さっきの一億総活躍まではわかりました。いよいよ今度は、厚労省において、医療保険部会等で検討をされる。年末まででありますから、それはどういう段取りになっているかということをお願いしているわけであります。もう一度答弁を。

○鈴木政府参考人 審議会における議論でございます

ますけれども、改革工程表も含めまして、七つの検討課題があるということは既に審議会等で御紹介をさせていただきました。

ただ、まだ具体的には、本件につきましては、提示をさせていただいて具体的に御議論いただいたわけではありませんが、今後、しっかりと御意見を踏まえたいと思っております。

○榊屋委員 七つの検討項目があると。我々、与党の一員としても大変苦しい内容、しかし、閣議決定した内容でありますから、しっかりと四十四項目、議論することとはしなきゃならぬと思っております。

それ以外に、今の一億総活躍プランから入ってきた子供医療費助成に係る国保の減額調整措置、これは新たなファクターとして入ってきたものだというふうに理解しておりますが、これから審議会等で議論をするという理解でいいんですかね。何か、するようないやうな、はっきりしないような雰囲気を感じるのではありませんか、もう一度、

○鈴木政府参考人 審議会等における議論ということでございますが、少なくとも、三月にまとめられたものについては、きちっと御報告をして、それに関する御意見を伺いたいというふうに思っております。

○榊屋委員 では、年末でありますから、それほど時間はないわけがありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

もう一点、この動きに対して、いよいよこれから二十九年度の当初予算、与党としては、困難な消費税引き上げが延期される中で、なかなか悩ましい作業が始まるわけでありますが、概算要求等を経て、特に地方の立場から、総務省サイドからも、この点、特に子供医療について要請が来ているのではないかと。

私は、前に総務部会長をやっておりましたから記憶があるのでありますが、この点についても、総務省からの要請、確認をしたいと思うんですが、どういふふうに届いておりますでしょうか。

○鈴木政府参考人 総務省からの要請についてお

尋ねてございます。

総務省から平成二十八年八月二日付で厚生労働省に提出された、平成二十九年年度の地方財政措置についてという要請をいただいております。

この中で、具体的には、「乳幼児医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら検討を進め、廃止するなどの見直しをされたい」という御指摘がございました。

○榊屋委員 私があえてこの場で総務省からの要請ということを残したいのは、やはりこれは地方の声でありまして、長きにわたって続いたきた国保の減額調整措置、私は一定の理があったとちろん思っている一人でありますけれども、さすがにこのときに当たり、全国の千七百以上の全ての自治体において、医療費の助成制度を単独でなさっているわけでありまして、とりわけそれは、我が党のネットワークといましようか、公明党の地方議員が強く首長さんに要請をし、一歩一歩実現をしてきた経緯があるものですから、そういう意味で、地方団体の声というものを総務省がお届けになっているんだろうと思っております。

この中で特に大事なことは、今申し上げたように、全国の全ての自治体が実施している、全部の自治体がやっているんです。それは、総務省という地方を預かる省としては評価したい。具体的に言いますと、地方交付税の算定ベースに、基準財政需要額にきちんと位置づけをして、地方自治体の仕事として評価をするという作業をやりたいわけなんです。

ところが、ペナルティーという言葉が長きにわたって使われてきましたけれども、減額調整措置があるものですから評価できないわけでありまして、全自治体をやっているながら、厚労省がペナル

ティーをつけるばかりに、総務省は地方財政措置の中でこの事業を評価できない、こういう事態がもう三十年以上続いている。

その経緯は理があったと私は先ほど申し上げましたが、さすがに国調で、大正以来の国勢調査で初めて人口減少というものが明らかにになり、十五歳以下の人口は世界で一番割合が少ない国になってしまった。そういう中で、国も希望出生率一・八を目指して頑張ろうと、政府を挙げて声を大に叫んでいる。そうした中であって、自治体は一歩一歩、こうした子供の医療費の助成制度をやっているわけでありまして。

そういうことをぜひ重く受けとめていただきたいというのを私は申し上げたいと思うわけでありまして。

きょうは大臣がいらつしやらないので、厚生労働省、古屋副大臣に代表してお聞きしたいと思っておりますが、今私が申し上げた、人口減少時代に突入をした、こういう今のときにあって、この自治体の作業といましようか、子供医療費のあり方について、私は、支援という立場でいま一度考えるときが来ているんじゃないか、こう思うのであります。でも、厚労省はまだ腰が引けているような気がしてならぬのでありまして、ちよつと厚労省の思いを副大臣からお聞かせいただきたいと思っております。

○古屋副大臣 榊屋委員、乳幼児医療費助成制度に関して長年力を注いでこられたことと存じます。

希望出生率一・八がかんう社会を実現するという観点からも、若い世代の子育ての希望に応えて、子供の健やかな成長を確保するための環境整備を行うことは大変重要と考えております。

このため、保育の受け皿整備や経済的支援など総合的子育て支援と仕事と家庭の両立など働き方改革を車の両輪として推進しているところでございまして、御指摘の子供医療費負担につきまして、国において、小学校入学前の子供について医療保険の自

己負担を三割から二割に軽減しているほか、未熟児や特定の慢性的な疾病を抱える子供についてはさらに自己負担の一部を助成しております。

各自自治体においても、それぞれ独自に判断をして、地方単独事業として医療費の助成を実施していると承知をいたしております。

国または自治体それぞれ立場で必要な財源を確保しつつ、希望出生率一・八に向け適切に政策対応を行っていくことが重要と考えております。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○榊屋委員 これ以上申し上げませんが、副大臣には、保育とかそんなことをきょう議論しているわけじゃなくて、子供医療費のあり方について議論しているわけでありまして。どうぞ大臣にもいま一度私どもの主張をお伝えいただき、年末までにということでありまして、道筋をつけていただきますように、取り組みをお願いしたいと思っております。

三十年以上、昭和五十年代から続けてきたこのペナルティー、国保の減額調整措置であります。が、きわめつけは、政府が地方創生を叫び、希望出生率一・八を叫び、そして地方創生交付金までつくった、その交付金を使って、国庫を使って医療費の助成制度の枠を、制度を広げる、こういうことをなさったわけでありまして。これはちよつと想定外でありまして、十分の十の国の交付金を使って、子供医療費、例えば、小学校に上がるまでを小学校卒業までと、枠を広げるようなことをなさった。では、ペナルティーをつけるのかというところが、国会でも随分議論に、各委員会でも議論になって、結果的にペナルティーはなかったわけでありまして。

こうしたことを考えますときに、何度も言いますが、人口減少時代に入ったんだ、政府は、総理は、希望出生率一・八に向けて頑張ろう、人口減少に真正面から立ち向かう、こういうシグナルを出し、片方では、自治体の子供医療費の助成制度をやるとペナルティーをつけ

る。これはもう股裂き政策でありまして、ここはもう姿勢を変えなければ、自治体はついてこない。さつきも言いましたように、評価すらされない、各自自治体自由でやるんではないかというようなことでは、この今の人口減少のときに取り組むことはできないと私は思うわけでありまして。どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

大臣にお目にかかりたかったのでありますが、しやうがありません。

それで、もう一点、地域共生型のサービスについて議論をさせていただきたいと思っております。

塩崎大臣は、最近、我が事・丸ごと地域共生社会の実現、こう叫んでおられますが、この我が事・丸ごと地域共生社会というのはどういう思いなのか、大臣が叫んでいることを、わかりやすく、この場で端的に御説明いただきたいと思っております。

○古屋副大臣 これまで、高齢者、障害者、また子供など対象者ごとに支援の制度を整備してきましたが、一人の個人や一つの家庭の中に複合的な問題を抱えていたり、既存の制度が準備するサービスがうまく支援ニーズに応えられなかったり、対応が困難なケースが生じております。

また、人口減少が急速に進むなどにより、対象者ごとにサービス提供機関を運営することが難しくなったり、サービスの担い手を確保することが困難な地域も出てきています。

このような状況を踏まえまして、それぞれの地域に暮らす誰もがこのようなリスクを共有しているという認識を踏まえ、地域に生ずるさまざまな問題に対して地域の資源を活用して対応していく社会の構築を目指していく、各地域で対象者の枠を超えて地域の抱える課題に対応し、誰も取り残されない体制を整備する、また、公的サービスとともに地域生活を支える地域のインフォーマルな支え合いの機能を強化する、また、限られた人材が領域を超えて対応できるよう、対人支援サービスを通じて共通基礎課程の創設など養成課程の見直しを検討するなどの改革を進めていこう

としているものとございます。

○榊屋委員 大臣が、我が事・丸ごと地域共生社会の実現、こう叫ばれましたから、我々、与党の一員として、今まで我が党には地域包括ケアシステム推進本部というのがあったのでありますが、これを地域共生社会推進本部というふうに変更して、今御説明がありました厚労省の取り組み、推進本部もできているようでありまして、厚労省に負けないぐらいにしっかりと取り組みたい、こう思っているわけでありまして。

この共生社会、これは、うちの山口代表も、参議院の本案議等で何度も、特に東北の被災地の福祉のシステムをつくり直すという中で主張もさせていただいたわけでありまして、私の言葉で言いますと、やはり二〇〇〇年の介護保険制度、これがスタートであったと思います。

我が国の福祉、社会保障を考えると、介護保険制度ができた、やがて障害者の自立支援法ができた、子ども・子育て新システムもできた、それぞれ制度ごとに充実をし、現場は専門性を高め、サービスの体制を強化してきた。

これは私は大きな成果であったと思うんですが、やはり最近、まさに地域という現場で考えてみますと、いわゆる八〇五〇問題と言われるような、一家に、それこそ高齢者問題があり、障害者問題があり、子育ての問題を抱えるような、いわゆる多問題重複型のニーズを持ったケースが横たわっているという実態があつて、専門性は確かに高まったんだけれども、地域で具体的にニーズを持った方々をサポートしようとする、介護の世界ではこれ以上は行けないよ、あるいは障害者のサービスではこれ以上は行けないというよう

なことがあつたりして。 面白い例が、東北の方で、私も現場を見に行きましたけれども、共生型のサービスということで、障害者のデイと老人のデイができた。当初どういう現象が起きたかという、自治体はそこへ行つて指導するんです、送迎をやるときは、例えば、一家に、おじいちゃん

たい、子供さんは障害のデイを使いたい、別々の送迎をしてくださいと。別々、障害のデイは障害のデイが行き、老人のデイは老人のデイが行くというふうなことをやってくださいよみたいなことを平気で言う時代がちょっと前までありました。

したがって、横串を刺すといましようか、地域の中でさまざまな、さつき申し上げた多問題重複型のニーズをお持ちの方々を支援するというサービスを考えるときに、やはり地域での共生型の福祉サービスといましようか、こうしたものが私は必要になってくる。

それで、一つだけちょっときは確認しておきたいんですが、地域包括ケアシステムというのは随分使われた言葉であります。これはわかりにくいのでありますが、地域でとにかく総合的にお支えをするというシステムだろうと思うのであります。この地域包括システムという言葉がイメージとして、高齢者が対象だというイメージがどうも、介護の世界が随分進んだものですから、地域包括、地域包括という、高齢者対象と思つてしまふ可能性があるのではないかと、今現場はそういうふうになっているんじゃないか。

これは、地域包括ケアというものを、高齢者だけじゃありません、障害者も子育てが必要ないケースも全部ひっくるめてやるんですよというイメージに変えていく必要がある、それがまさに我が事・丸ごと地域共生社会という方向性ではないかと私は思ふんです。

そういう意味では、地域包括ケアは対象者は高齢者だという法律が一本ありまして、最近できた法律で、地域医療介護総合確保法の中では、基金との絡みもあつて、地域包括ケアイコール高齢者だ、こういう規定があるんです。これはちょっとと手直しをする必要があるのではないかと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○古屋副大臣 今、榊屋委員御指摘になりましたように、地域包括ケアという概念は、我が国では、このような観点から、高齢期のケアを念頭に

論じられてきております。専門領域を超えて必要な支援を地域の中で包括的に提供して、地域での自立した生活を支援するという考え方については、障害者の地域生活移行や、困難を抱える地域の子供、また子育て家庭に対する支援、さまざまな困難の中で生活に困窮をしている方々への包括的な支援などにも応用可能なものであると考えております。

厚生労働省では、現在、地域共生社会の実現を目指した改革に取り組んでおり、各制度におけるサービス提供体制や相談支援体制の中にこのような考え方をどのように位置づけるかについても検討して、関連の法改正を含めて必要な見直しを進めていくこととしております。

○榊屋委員 ありがとうございます。

我が党も、先ほど申し上げたように、地域共生社会推進本部をつくりまして、その準備をしているというのを申し上げたいと思います。

今の副大臣の御答弁でも、具体的にどういう作業が始まっている、こういうことであります。やはり人材ですね。介護福祉士、ケアマネ、あるいはさまざまな専門職がありますが、こうした地域で総合的に住民のサービス、悩みに対応するということは、よほどすぐれた人材がいなきゃならぬ。まさにスーパーマン人間のような福祉の人材が本当に必要だろう、私はこういうふう

に思っています。 厚生労働省はいろいろな取り組みをなさっているようでありまして、ちよつと、そのモデル事業等の取り組みも含めて御説明をいただきたいと思ひます。

○定塚政府参考人 委員御指摘のとおり、複合的な課題や八〇五〇問題などに対応するために、現在、地域共生社会実現に向けて取り組みを進めているところでございますが、本年度からは、地域の中核となるような相談機関を中心として、多くの機関が協働する総合的な相談支援の体制をしっかりとつくりつていく、これを目的としたモデル事業を始めるところでございます。

また、本年十月には、有識者の方あるいは現場でそのような先駆的な取り組みを実践している方々をメンバーとして意見をお聞きする地域力強化検討会をつくりまして、住民を主体とする地域課題の解決力強化、また、体制をどのようにつくっていくか、包括的な相談支援体制はどのようなべきかということについて御議論をいただいているところでございます。

また、分野縦割りでなく丸ごとの相談支援ということにつきましては、専門人材の養成課程の改革を進めていく、また、ソーシャルワーク技術を持ち、さまざまな地域の福祉課題に対応できる社会福祉士のあり方や機能などについても、あわせて検討を進めることとしてい

います。 いずれにいたしましても、今後、我が事・丸ごととの支援の実現に向けて、人材育成を含めてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○榊屋委員 ありがとうございます。ぜひ検討を続けていただきたい。

それで、局長にお願いしておきたいのは、地域における住民主体の課題解決力の強化のための検討会が行われているようでありまして、既にそういう取り組みをしている実態、社会福祉士とか、たくさんありますので、ぜひ、モデルのところだけでなく、そういう声を聞いていただきたい。

私は、地元で、鳥取県の米子市に、琴浦町はモデルでおやりになっているようでありますが、米子市に、それこそ地域と書いてマチと読むんですが、地域でくらす会という会がありまして、めちゃくちゃ頑張っている社会福祉法人があります。頑張りが過ぎて、全く財政的には厳しい状況になっております。頑張れば頑張るほど経営が苦しくなっている、人材が得がなくなっている、こういう状況もあるようでありまして、具体的な個別の名前を申し上げましたが、こうした長年にわたってそれだけをやっているような法人もありまして、そういう声も聞いていただきたいなと。

また御紹介をいたしますので、ぜひ意見を聞いていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○丹羽委員長 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時三十九分休憩

午後零時三十分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中島克仁君。

○中島委員 民進党の中島です。

本日、一般質疑ということで、私にも時間をいただきましたので、質問させていただきますと思います。

今国会、予算委員会とこれまでの厚生労働委員会におきまして、昨日本会議で質疑をされました年金カット法案、この問題が数多く取り上げられております。

当初は無年金者救済法との一括審議となっていたのを、我々の要請を受け入れていただいて、別々に審議をされ、昨日、衆議院を通過したわけでありました。この件につきましては、与野党、各理事の皆さんが御尽力いただいた結果と、残念ながら我々の修正案は通ることではできませんでしたが、評価できることだというふうに認識をしております。

年金の問題は、言うまでもなく、国民の皆さん、大変関心が高いとともに不安も強い。年金受給者の皆さんにとっては生活に直結する問題であり、現役世代の方には、将来設計する上で、一体幾らもらえるのかと、大変大きな、重要な問題であるわけですね。そして、今回、国会において年金にかかわる法案が出ていることも、多くの国民の皆さんが関心を持っていることであります。

まっております。

昨日の本会議で年金カット法案の質疑が行われたわけですが、我が党の土木委員の質問に對して、政府また総理の答弁は、とても誠実なものとは思えない、とても、国民の年金に対する不安に向き合っている、誠実な答弁とは到底思えない、私も本会議場においてそのように思いましたし、多くの国民の皆さんがそう思われていると私は思います。

私も、週末、地元に戻っているいろいろな会に出て、現在、年金受給で暮らしている皆さん、皆さんや、現役で今保険料を払っている皆さん、多くの皆さんに、今国会で提出されている年金関係法について、これは政府の言い分ですね、年金確保、そういう意味、そして我々の言い分、双方の言い分を私なりに御説明しているわけです。しかし、正直よくわからないというのが多くの声ではないかというふうに思います。

だからこそ、今回の法改正によって具体的に一体どうなのか、そういった試算を本来は厚生労働省がしっかりと示して、丁寧に説明していく責任があるというふうに思います。井坂委員も、そういうことを踏まえて、今回の年金ルールの見直しによって一体何が変わってどうなるのか具体的に試算を出す、そういう意味で出されたものだというふうに思います。そのことが同時に国民の皆さんの理解を深めることになるというふうに思います。

大臣に改めてお尋ねをいたしますが、今回提出されている年金カット法案、昨日質疑入りしたというところでありますが、今後、そういった試算を改めて出すということも含めて、丁寧に、また同時に、国民の皆さんに理解を求めていく工夫をしながら進めていくつもりがあるのかどうか、まず御答弁いただきたいと思いますが。

○塩崎国務大臣 まず第一に、きのう審議入りさせていただいたこの年金法案は、ことしの三月に既に提出をさせていただいた法律案でございます。そして、それは、単に賃金スライドだけではなく

て、例えば、適用拡大のさらなる対象拡大とか、GPIFのガバナンスを強化することによって資産運用についての皆様方からの御信頼をより高めるといったこと、あるいは、年金機構の処分すべき資産が出てきたときの処分の手続であるとか、さまざまなものが入っているわけでございます。

きのう一番多くの指摘があったのは、デフレ経済下における世代間公平の確保と年金財政の安定化の観点から、どういう形でマクロ経済スライドないしは将来世代と今の年金受給世代との間のバランスをとるのか、こういう民主党政権下の、これは、民主党の政府として閣議決定をされた一体改革の大綱の中にも示されている宿題を、私どもとして、宿題ということでも三党の合意の中にももちろん入っているわけでありまして、それを粛々と、万が一のために備えて用意をするということにおいて、未来への責任、改革は先送りしないというまさに民進党の綱領にあるような哲学でもってやっていると、こういう気持ちでお出しをしているわけでありまして。

これはなかなか厳しい制度だと言っておられた岡田当時の副総理が告示になった、マクロ経済スライド、つまり、将来世代と今の年金をもらっている方々との世代と今の年金をもらっている方々との考え方の違いについて、政権をとってから改めてその重要性を再認識されて、とる前はこれは破綻しているとかいう話をたくさんされておられたとみずから認めておったわけでありまして、そういうじゃないと。

ということでは、私もとしては、やはり、今の制度に国民の信頼を、しっかりと持っていたいただくための手だてを打つ。しかし、それは、ひとり年金制度で解決する問題ではなくて、経済政策としてまた社会保障政策全体の中での年金の問題だという位置づけを皆様方に御理解を賜って、万が一のことを用意はするけれども、そういう事態にはならないように、物価も賃金も健全に上がっていくような経済を実現していく、アベノミクスがまさにそれを今やっているわけでありまして。

それをやる中で、こういう社会保障についてもあらゆる事態に備えるということをやっていくというところを、私もとしては、この年金の関連法案で皆様方に大いに御議論いただいて、国民の皆様方に御理解を賜りたいというふうに思います。

○中島委員 私が言ったのは、それぞれの党の哲学があつてしかるべきだと思うんです。例えば、今回の法案だけではなくて、それぞれの観点から、当然、閣法ですから政府はこれを通したい、それに対して、我々の論点をしっかりと見出し、だからこそいろいろな論点が出てきて、議論が深まって、さらには国民の皆さんにわかりやすい議論になるんだ。そういう意味で、そもそもの年金制度に対する理解が、国民の皆さん、複雑化してしまっている中で、この問題について、さまざまな試算をもとに、議論を通して国民にわかりやすい進め方を丁寧に示してほしいということでありまして。

今も言いましたが、民主党政権という話が出ましたが、私は二〇一二年初当選です。民主党政権は経験しておりませんし、その後、二〇一四年に民主党、そして今、民進党。

我々は前向きな話をしていきます。過去どうだったかというよりは、これから年金制度をどうしていくのかということ、前向きな議論をしていただきたい。自分たちが正しいの一点張りではなくて、国民が不安に思っている内容ですから、謙虚な姿勢で丁寧に対応していただくことを強く希望したいと思っております。間違っても強行採決のようなことにならないように。先ほども年金制度の信頼性という話があったが、そのようなことになれば、この法案もさることながら、年金制度に対する信頼性を損なうことになるということでは、御指摘をさせていただきたいというふうに思います。

きょうは時間も短いので、年金の話は、また質疑の時間があると思いますので、させていただきますと思います。

きのうの答弁を聞いていても、政府のそういう

た姿勢、今国会において大変心配になることがあります。

今回、年金カット法案以外にも、今国会、議員立法を含めて法案も提出されております。さきの国会から継続審議されている法案、具体的には臨床研究法案。さきの国会で質疑も一度されております。私も質疑に立ちました。これはノバルティスファーマ、ディオバン事案ですね。

この件初め、現在、さまざまな臨床研究をめぐる事案が発生していて、臨床研究、さらには日本の医療の信頼性までもが損なわれかねない事件、今現在も起こっている可能性もあるわけですが、この日本の医療の信頼性、現在進行形でしっかりと確保していかなくちゃいけないという観点から、今回出されている臨床研究法案、この臨床研究そのものを適正なものとしていくため、大変重要な法案です。この四月から始まっている患者申し出療養制度、これと密接な関係があるというふうに私は思っております。

改めて大臣にお尋ねをいたしますが、今国会で継続となっている臨床研究法案、その必要性和意義について大臣はどのように認識されておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○塩崎国務大臣 今、臨床研究法案につきまして認識を示さ、こういうことでございました。

これにつきましては、未承認あるいは適応外の医薬品等の臨床研究、あるいは製薬企業などから資金等の提供を受けて実施をする医薬品等の臨床研究の実施者に対して、厚生労働大臣の定める実施基準の遵守を義務づけるなど、臨床研究の実施の手続について法律で定め、数々の問題、事案がございましたけれども、そういうことがないようにならねば、こういうことで、イノベーションのしっかりとした結果に結びつく健全な研究体制というものを確立しようというものであります。

製薬企業などに対して、臨床研究に係る資金の提供に関する情報の公表についても義務づけることになっていきますので、私どもとしては、今申し上げたとおり、薬をつくるときの研究段階での国民の信頼というものをしっかりと確保するためにも、研究推進に伴う、言ってみれば、ガバナンスをきちっとするという法律は極めて重要だと思っております。

継続審議になっているわけでありまして、これについては、委員会において適切に御判断を賜って、成立を図っていただければ大変ありがたいというふうに思っています。

○中島委員 認識は、大臣も、言うまでもないと思います。所信表明のときにも話されておりました。

ただ、この臨床研究法案も、私もさきの国会でも質問させていただいて、中身も見ましたが、まだまだこれだけでは足りないという部分はあると思います。例えば、手術・手技に対する臨床研究、これは、今後、検討事項となっております。一刻も早くしっかりと臨床研究の現場をつくり上げることが重要だというふうに思います。

一方で、初めて法的規制が入る、かかるということで、これは一歩前進ということで、その点については評価しております。

ですから、これはいち早く審議をする。今後の国会運営上という話だと思いますが、やはり、これが今後、年金カット法案の中で埋もれてしまわないように、しっかりと、早期に審議をする。具体的には、この次にやはり継続して、質疑も一度行われているわけですから、いち早く審議すること、を、ぜひ、各理事の皆さんにも御理解をいただきながら進めたいと思っております。

加えて、議員立法であるわけですが、がん対策基本法の改正案は、超党派の議連で、国会ががん患者と家族の会、私も入っておりますし、古屋副大臣、そして堀内委員等々とも、ことしの初めから、家族の会初め、さまざまな議論を重ね、論点も含めて議論してまいりました。

これは言うまでもないんですが、本年、がん対策基本法制定から十年の節目の年であります。こ

れは、旧民主党の山本孝史参議院議員がみずからのがんを公表して、まさに命をかけてつくり上げたがん対策基本法の制定から十年ということになります。

がん対策の法制化、大変意義深い。私も当時、緩和ケアの医師としてやっておりました。その制定から、本当に多くのがん対策に対する、各自自治体の条例も含めてですが、進んだことも事実です。

しかし、この十年の間に、先進医療の導入であつたり、さらなる緩和ケアの普及、社会環境の変化、就労支援の問題等々、時代の変化とともに、やはり基本法として改正の必要がある。さらには、来年の六月には第三期のがん対策推進基本計画も閣議決定される予定となっております。ご計画も閣議決定される予定となっております。ご計画も閣議決定される予定となっております。ご計画も閣議決定される予定となっております。

これは、大臣も非常に熱心に思われていることだと思います。改めて、がん対策基本法改正の必要性、今国会で何としても改正案を成立させる、その意義について、大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

○塩崎国務大臣 がん対策基本法、今御指摘のように、ちょうど十年たつということでありまして、前回、私も超党派の議連で皆さんと御一緒に議論したがん登録法の議論の最後の方で、そろそろ十年を控えて、なおかつ、がん登録法の議論をする中で、やはりさまざまな宿題があるねという認識が各党の先生方の中で深まって、ぜひやろうということになりました。

がん登録法のときは私は中心的な立場でもございましたが、今の民進党の古川先生などと御一緒にがん対策基本法をやつて、十年たつて、抜けている、今御指摘のような希少がんにしても小児がんにしても、あるいは働くということとがんとういういう折り合いをつけていくのか、あらゆる面で

やはり足りていかなきゃいけないことがあるだろうということでもございました。

政府では、基本法に基づいて、がん対策推進基本計画を策定して、がん対策を総合的かつ計画的に推進してきて、これももう一回、今度三回目であつたと思いますが、与野党の議員の間でしっかりとこの基本法の改正が御議論されたことを受けて、この国会に提出をされ、そして、がん患者が尊厳を保持しながら安心して暮らすことのできる社会の構築のために、ぜひ、改正法がしっかりと成立することに私どもとしても期待を申し上げます。政府としても、それを受けて、やるべきことをやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○中島委員 十分認識されておるとは思いますが、その超党派の議連の名前、国会ががん患者と家族の会ということで、当然ながら、これは家族の会もそうです。一方で、小児がん、難治がん、希少がん、そういった本当に数少ない団体の方々、そういった方々が今もこの社会の中で支援を望んでいるわけですから。そういった文言がやはり基本法の中になかなか組み入れられない。さらに、緩和ケアという文言も現在の基本法の中には組み込まれていない。

時代のニーズに合った、やはり基本法でありますので、ぜひ今国会、何としても成立すべく、これも、先ほどの臨床研究法案もそうですが、これは私が言うまでもありませんが、厚生労働委員会、もちろん、年金の問題も重要だというふうには思っています。非常に論点がたくさんある。議論していく理由は国民の皆さんの理解をより深めるためということ、今後、そういった議論ももつとやっていく。その中に、こういう人の命とかその生活とかに直結する問題について、やはり各党の理事の皆さんにもしっかりと御理解をいただいて進めていくことを、ぜひ、大臣にも指導力を持って取り組んでいただきたいというふうに御要望申し上げます。

きょう、実は時間を間違えておりまして、たく

さん通告を先にしてしまいました。三分の一ぐら
いしかしてないわけですが、今国会、も
ちろん、年金の問題、先ほども言ったように、重
要ではありません。

しかし、やはり介護保険の問題、今、社会保障
審議会が論点になってます生活援助サービス、
この議論が今どういう状況にあるのか。一方で、
政府は介護離職ゼロと言っている問題もございま
す。来年の通常国会では、介護保険の改正、これ
も念頭に置かれておる。

そういった中で、新聞報道の資料、きょうはも
う時間がありませんけれども、やはり診療報酬に
かかるようなことが新聞報道でもされておる。
これは現段階で非常に問題だという認識を私は
持っております。このことはまた時間をいただい
て御質問をさせていただきたいと思います。

質問を終わります。

○丹羽委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 民進党の井坂信彦です。

本日は、前回の質疑に引き続きまして、政府試
算、とりわけきょうは、将来世代が七%アップす
るんだという、この部分に絞って質疑をさせてい
ただきたいというふうに思っています。

この間いろいろ議論を繰り返しまして、将来世
代が七%アップするなどということはあり得ない
ということ、この委員会でも、また党の公開ヒ
アリングでも繰り返した結果、もうさすがに七%
などというバラ色の数字を口にする方は、マスコ
ミも含めて、いないだろうというふうに思ってお
りました。ところが、昨日の本会議では、総理答
弁で、またこういう答弁があったわけでありま
す。今回の計算における基礎年金の影響は、足元
で三%減となる一方、将来は七%増となります
と。また七%という数字が出てきた。

改めて大臣にお伺いいたしますが、これは年金
カット法案の成立後に、仮に高齢世代の年金が三
%カットされたとしても、将来世代の年金が七%
もふえるということは数学的にあり得ないと思え
ますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 これは総理からも答弁申し上げ
たとおりでありまして、今回の試算について、
今、七%はあり得ないかのような話をされました
が、民進党からのたび重なるお求めに応じて、仮
に、今回の額改定ルールの見直し、そのルール
どおり、平成十七年度から実施をされた場合の仮
定の機械的試算を行ったわけでありまして、あく
までも機械的に試算を行った結果として、累積で
三%低下をするともに、将来給付水準が七%増
加をするという結果をお示ししたものであります
ので、その試算自体は全く変わらないということ
であります。

五・二ではなく、私どもは三%だということを
申し上げているわけでありまして、何度も申し上げ
ますけれども、もともとこのような試算を機械
的にやれということなのでお示しをしたわけであ
りけれども、これはさつきも中島議員にも申し上げ
たとおり、政府としては、物価、賃金ともにブラ
スになる経済前提を想定しているわけでありま
すので、今回の改定ルールが将来、毎年毎年発動
するとうような非現実的な経済前提を置いた試算
を行う考えは、私どもにはないわけでありま
す。

足元の給付水準が低下すれば、将来の給付水
準は上昇するという構造は全く変わらないし、こ
のことは民主党政権時代にも皆さん方はよくおわ
かりの上で、デフレ経済下のマクロ経済スライ
ドのあり方というものをしっかりと考えていこう
ということのみならずから宿題としてお示しをし
ておいて、それを私どもは粛々とやっているわけ
で、将来へのまさに責任を果たすという、何ども
言いますけれども、皆様方の綱領に書いてあるの
を地で私どももいつている、こういうことではな
いかというふうに思っています。

そういうことで、この影響については前提に
よって変わってくるわけで、一般的には、今回の
改定ルールが早期に適用された場合の方が将来の
年金額の上昇幅は大きいと考えられ、早期にこの
改定ルールを導入した方が、将来世代の年金額の
確保、つまり、将来、未来への責任というものを

果たし得るということになるんだというふう
に思うわけでございます。(井坂委員「長いな」と
呼ぶ)では、ここでやめましょう。

○井坂委員 何か、読める答弁を全部読んでいた
だいたような感じだと思えます。全て過去に答弁
されたことなんですけれども。

きょう、資料一をごらんいただきたいというふ
うに思います。これは高齢者のカットと将来世代
のアップの関係であります。総理答弁では、今
回の計算における基礎年金の影響はと前提をつ
けているのがポイントだというふうに思っています。

いつも何か、お求めに応じてとおっしゃるん
ですけれども、我々、別にこんな、二〇〇五年から
カットしたときに将来どうなりますかという
求めをした覚えはないんですけれども、そんな求
めがあったのかどうか、いつも我々のせいにされ
ますが、我々、過去のことに対しては、過去とい
うか、足元のカットに関しては試算を出してくだ
さいと。一方、将来のことを、こんな二〇〇五年
からのカットで将来のアップを出したって全く意
味がないのは我々ももとより承知ですから、こん
なことをオーダーした覚えはないんですね。そこ
ははっきりと申し上げておきたいというふうに思
います。

それで、この資料一をごらんいただきたいん
ですが、点線の部分が政府試算です。二〇〇五年か
ら二〇四〇年まで三%カットでござってやつて、
この財源が、利回り四・二%、スプレッド一・七
%で膨らんで、今後七十年間でばらまいたら七%
アップするんだらうというのが政府試算、点線で
描いた部分です。

ところが、もちろん当たり前の話ですが、実
際、このカット法案が通って施行されるのは二〇
二一年、この二〇二一年から、仮に、すぐに三%
カットが、があとと切り込まれたと仮にしたとし
ても、別にこれを、なるとか言っているんじゃない
くて、仮にこういう三%カットが起ったとして
も、この黒い矢印のように起ったとしても、政
府試算のカット総額に比べたら半分以上のカット

額でありますから、当然、将来のアップも半分以
下になるんじゃないんですかと、こういう議論を
前回させていたいただいて、大臣も、それはそうだ
と明快にお認めをいただいたわけでありまして。

改めて伺いますが、本日に通告どおり、今回の
年金カット法案が成立後に仮に三パー減つたら、
それを受けて将来七%もふえるんだ、こういう三
対七のようなことが起こるんですか、それは数学
的にあり得ないでしょうかということを申し上げて
おりますので、明快に御答弁をいただきたいと思
います。

○塩崎国務大臣 役人のつくった想定問答に民進
党の綱領のようなことは入っていませんから、私
は読んでるわけではなくて、ちょっと読んでい
るような顔をしておきたいというふうに思います。

今のお尋ねは、先ほどもう既にお答えをしまし
た。それは何かというと、足元の給付水準が低下
すれば将来の給付水準は上昇するという構造は
変わらないということ、これを申し上げたわけであ
って、三%を下げるということは試算として頼ん
だけれども、七%は頼んでいないというお話です
けれども、それは全く同じことを意味しているの
であって、つまり、減った分の財源は将来の年金財
源に回るということだから、このマクロ経済スラ
イドの前提として、こういうスライドをやってお
かないと、万が一、物価も賃金も下がるとい
うしは物価は上がるけれども賃金が下がるという
ケースの場合のスライドルールとしてこれをやら
ないと、将来の年金の代替率が下がってしまう
よ、こういうことを申し上げているわけでありま
す。

たまたま、五・二を我々は三だということを申
し上げて、それにバランスする形で、将来の上
がる分は七だということ、これはもう、きのう総
理からも、総理のときにも御答弁申し上げたとお
りでありますけれども、その理由は、その理由
は……(発言する者あり)いいですか。将来の受給
者の見通しをよく考えてみれば、当然、そういう

形で、下がったよりも上がるということは、多く上がるということは、当然の見通しであるわけでございます。

したがって、三と七というのが、いつもそうかということ、それはいろいろあり得るわけでありましてけれども、今、年金をもらっていらつしやる方の年金をスライドで下げれば、当然、将来の方のもらうべきものがちゃんと確保できるように財源として回るといことは何も変わらないルールだということをお願いしているわけでございます。

○井坂委員 何か、カットしたら将来アップするんだ、この構造はと、いつも構造ということだけおっしゃるんですけども……(発言する者あり)今まさに与党筆頭理事が大声でやじられたように、時期が大事なんだと。時期が大事なんだというの、これは確かにおっしゃるとおりで……(発言する者あり)

ちよつと私、さすがに、職権立てした委員会、与党の筆頭理事がこれだけのべつ幕なしにやじってくる委員会というのは、私はちよつと常軌を逸していると思いますよ、本当に。委員長からよろしくお願いします。

○丹羽委員長 御静粛にお願いいたします。

○井坂委員 まさに、でも結局カットしたらアップする、その構造はおっしゃいますけれども、政府試算、二〇〇五年から二〇四〇年まで長期間カットして、それでようやく七%上がりますねと。この数字も私は本当かなと思うところがあります。仮にこの政府試算を認めたとしても、年金カット法案が成立して施行されてから、実際、高齢者の年金三%カット、直ちにそういう状況が起こったとしたって、七%アップなんていうことには、もうどう考えてもならないんですよ。

きょう、資料二をごらんいただきたいんですけども、いつも何か通告通告とおっしゃるので、きょうは通告の全文も資料として持ってきてまいりました。こまでいろいろ、こういう場合ですよ、こういう場合ですよというところで、限定して書いております。

仮に二〇〇五年から高齢世代の年金三%カットされ続けたらという政府試算ではなくて、こういう前提ではなくて、年金カット法案の成立後にどうなるのかという状況に限定して伺います。実際に三%カットが起り得るのかどうかとか、そんな話をしているのでもなくて、仮に三パー・カットが起った際に将来が七パーもふえるという三対七の関係が、年金カット法案の賃金スライド徹底の底線が施行される二〇二一年以降に起り得るのかどうかについて尋ねますと限定をして、もうこれは昨晩通告しておりますから、正面から答えてください。

○塩崎国務大臣 これはもう先ほど答弁申し上げたとおりであって、給付水準をスライドで下げて、将来のそれに伴って給付水準は上昇するという構造は、これは変わらないわけでありまして。だけれども、これを、いろいろな前提があり得ることはそのとおりであって、だからこそ私たちは何か機械的な将来推計はしない、こういうふうにして申し上げているわけで、一般的には、さつき申し上げたとおり、今回の改定ルールは、早期に適用すれば将来の年金額の上昇幅が大きいというふうに考えられるわけであって、早期にこの改革ルールを導入した方がよいということを、将来世代の年金確保のために必要だからこそ将来年金水準確保法案だということを申し上げているわけでありまして。

今の三対七というのがいつも適用になるわけではないということについてもさつき答弁したとおりで、それは、二〇〇五年からの井坂試算に対応する期間、政府の今回御提案申し上げているスライドを適用した場合にどういふふうになるのかというので、五・二じゃなくてマイナス三だということをお願いして、それに対応する将来のアップ分は一人当たり七%だということを申し上げているわけであって、三対七というのが恒久ルールとしていつもあるのだようなことは一度も申し上げたことはいないということです。

○井坂委員 いつも恒久的にそうなるのか言っているのではなくて、では、二〇二一年以降に、前提によつては三対七の関係が起り得るといふことですか。いろいろあるとかそんな話じゃなくて、それは起り得ないでしようと言っているんです。起り得るんですか。

○塩崎国務大臣 機械的な計算をしるというので機械的にやつたわけですが、何でもそれだけをごだわられるのか、よくわからないんですが、そもそも、前提がどうなるかによつてどうなるかは決まってくるわけでありまして、今の三対七とかいふのが確定的にいつもあるというわけではないということをお願いしているところでございまして、その前提がどうなるのかということでございます。

○井坂委員 前提がどうなるかということをお願いしているんじゃないでしよう、どんな前提を置いて二〇二一年以降に三減つたら七ふえるなんていうことは起らないでしようということを申し上げているんです。起るケースはありますか。ないと思いますよ。

○塩崎国務大臣 さまざまな前提条件があり得るわけでありまして、運用利回りにしても、労働人口の減少の数値もどうなるかということもいろいろありますので、それは一概にどうなるかは言えないということだと思います。

○井坂委員 そこに逃げられると思つたんですよ。

それは、運用利回りが例えば二〇%とか、あるいは人口がいきなり将来世代は激減するとか、そういういふむちゃくちゃな前提を置けば、三%カットで七%アップするというのが発動以降も起り得ると思いますよ。そんなことを聞いているのではありません。ケースEで皆さんも試算されているんですから、三%カットで将来七%ふえるなんていうことが、この発動後にどうか施行後に起ることとはもう数学的にないでしようと思つておるんです。

大臣、前回の答弁でも、ほぼほぼそれに近いことはおっしゃっているんですよ。前回の大臣の答

弁は、十月二十一日の答弁ですけれども、「ルールを当てはめたら」ということで計算をして「カット率を出して」「それに見合う将来世代の代替率のアップがどうなるのかといえ七%だ」ということを申し上げたわけで、今御指摘の、二〇二一年、平成三十三年、このときからやつたときは、調整期間が短くなるという意味において、この上がり幅「この点線の部分ですよ、ね」「この上がり幅が小さくなる」といふことは、それはそれとおりだといふふうに思います」と。十月二十一日の段階では、まだこまでは正直におつしやっていたと思ふんです。

繰り返しますけれども、通告もこまではつきりしてありますので、二〇二一年、このカット法案が成立して施行された後に、三パー削つただけで将来が七%もふえるなんていうことは起らないですすね。それはもう事実なので、お認めいただけませんか。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げますけれども、これは前提をどう置かうか次第でありますので、それがどういふ割合になるかとか、そんなことは申し上げられないといふふうに思います。

○井坂委員 前提をどう置かうかで、何か前提の置き方次第ではそういうことがあり得るかのような答弁でしたけれども、では、どういう前提を置いたら本当にそういうことがあり得るんですか。

○塩崎国務大臣 そもそも、これは、賃金と物価が両方下がる、ないしは賃金は下がって物価は上がる、こういうケースの場合のルールを今回、民主党政権時代の大綱で宿題として残つたものを、今、今の年金をもらつていらつしやる世代の年金受取額を下げれば、代替率を下げれば、当然将来の代替率が上がるという、この法則は変わらないわけでありまして、賃金がどれだけ下がるのか、あるいは、さつき申し上げた運用利回りも、それから人口も、やはりそれはどういふ組み合わせになるのかはわからないわけでありまして、それを一方的にあり得ないといふふうにどうしても言

えと言われても、それはなかなか難しいことだと思ひます。

○井坂委員 政府の今回の試算は、結局は二〇〇五年から二〇四〇年まで三％カットをして、こういう巨額のカット財源ができたときに、それをケースEの四・二％の利回りで運用して、二〇四〇年から二一〇年までの、人数は少し減りますけれども、その減った人数にばらまいたときは七％ふえますよ、これが政府試算、正確に申し上げればこういうことだと思ひますが、しかし、簡単な図にしましたけれども、もっと詳しい図を描けると言われれば描けますが、そういう人口動態とかあるいは利回りとか、そういうことを真面目に計算しても七％、別に三％減ると言っているんじゃない、三減つたら七ふえる、三減つたら七ふえる、こういうレバレッジのきいたような状況はこのカット法案の施行後には起き得ない、数学的に起き得ない。前回の答弁では、まだそこに近いところまでお認めだったんですが、きのう、本会議では、また七％ふえるみたいなことをおっしゃったので、詰めておかなければならぬと思ひました。昨日、審議が本会議でされましたので、またいづれ、この年金カット法案の議論もみっちりさせていただく時間があると思ひますので、引き続き、試算の問題は続けていきたいというふうに思ひます。

どうもありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 年金の問題について質問をさせていただきます。

まず、昨日、本会議場でいわゆる年金カット法案の審議がありましたけれども、我が党の榊本議員に対して安倍総理の答弁、榊本議員の再々質問についての答弁、不十分だから再々質問をしたにもかかわらず、先ほど答弁したとおりですという趣旨の非常に不誠実な答弁が返ってきて、私もああいう光景は余り見たことがないわけでありまして、嚴重に抗議をいたします。本当に真面

目に審議をしていただきたいということでありま

す。我々がいわゆる年金カット法案を問題視している最大の理由は、財政的に必要だ必要だ、未来世代に必要な必要だということ、どんな年金をカットしていく。しかし、政府は、法律にも書いてある、所得代替率五〇％、これは維持する、下回る時には五年前に抜本改革すると法律に書いてある、五〇％までは大丈夫なんだ、こういう言い方をされておられるわけでありまして、果たして、五〇％で均衡すれば老後の生活がぎりぎりセーフなのかどうか、五〇％で均衡すれば老後の生活はぎりぎりセーフだから安心してくださいますというふうな今の所得代替率の説明になっているのではないのか。

つまり、所得代替率が五〇％を切らなければ大丈夫ということ、思考停止に陥っているのではないのか、こういう問題意識を持って、私は、年金の最後のとりでともいふべきこの五〇％というのが果たして妥当なのかどうか、こういうことを強く疑問視しているところでありまして。物差しとしての役割は、これはもう法律に書いてあるわけですから、物差しとしての役割というものは私もわからないうちはありませんけれども、その五〇％の具体的な老後の生活に与える意味合いということについてお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、この所得代替率五〇％というのは、端的に聞きますけれども、最低限の老後の生活を保障する、こういう数字が五〇パーということであるし、この数字が五〇パーということである。

○塩崎国務大臣 今、平成十六年の改正のときに所得代替率というのをどういふものとして導入したのかという御質問かというふうに受けとめました。

これはもう言うまでもないことでありますけれども、少子高齢化の進展というものを踏まえてどうするかという中で出てきて、当時の制度のままでは保険料がどんどん上がってしまつて、当時は財政再計算と言つていましたが、そういうことを

やつてきた。

将来年金を受け取る現役の世代の負担が過重なものとなるおそれがある、こういうことで、上限を固定して、その範囲内で給付水準を調整する仕組み、マクロ経済スライドを導入した。そして、高齢期の生活の状況等を参考にしながら給付水準の下限というものを定めるといふ考え方を導入したわけでありまして。

その具体的な水準について今お話がありましたのが、給付と負担のバランスを考慮する中で、厚生年金の保険料の上限は一八・三に固定して、現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇％とする、これをセットで法定化したわけでございます。

それが、大きく言えば、やはり高齢世帯が暮らしていくために必要なものの年金としての目安というところで入れたというふうに私は理解をしておりますけれども、そのようなことで私たちは考えているのではないかと今思ひます。

○長妻委員 いや、私が聞いていたのは、端的にお答えいただきたいのでありますけれども、所得代替率五〇％というのは最低限の老後の生活が保障できる、こういう水準として決定をしたということではよろしいんですか。

○塩崎国務大臣 当時は、もととも日本の所得代替率は夫婦二人で見ていましたから、その際には基礎的な支出についてはカバーできるといふことでそのように決めたというふうに思つております。

○長妻委員 そのように決めたというの、確認ですけれども、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できる、当時、そういうことで五〇パーを決めたということではよろしいんですか。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたとおり、夫婦二人でいけば基礎的な支出はカバーできるものとしてお示しをしているということでございます。○長妻委員 いや、夫婦二人であれば基礎的な消費支出を賄うというのは満額の基礎年金の話じゃな

いでしょ。ちょっとそれはこの後に聞く話だと思ひます。

そうでなくて、今聞いているのは、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できるということ、五〇パーを決めたということ、よろしいんですかというのでありますので、明確に、難しい話じゃありません。

○塩崎国務大臣 その数字のレベルについては先ほど申し上げましたが、さつきバランスすることについてもいろいろ御注文がありましたけれども、厚生年金の保険料の上限を一八・三として、保険料がどんどん上がつてしまわないようにするという点において、一方で、給付の方についての目安を持たないといけないということ、バランスするために現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇％とするということ、それについては、最低限の生活といったようなことで表現をされているものとしてその当時定義をされたわけではないというふうに理解をしております。

夫婦の、いわゆる年金でもって、厚生年金の場合ですが、これでもって、失礼、国民年金の場合、基礎年金の場合、どこまでカバーできるのか、そしてまた単身の場合にどこまでカバーできるのかといった問題は、それはまた別途もちろんあるわけでありまして、今の五〇％という意味では、それは保険料の上限との組み合わせで五〇％ということ、法定化したというふうに理解をしております。

○長妻委員 そうすると、もう一回確認ですけれども、今おっしゃったのは、最低限の生活ということ、提起されたものではないと、この所得代替率五〇％。つまり私の質問は、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できる、こういうものではないということではよろしいんですかね、確定答弁として。

○塩崎国務大臣 当然、年金ですから、どういふ暮らしになるのかということ、今お話をあつたよ

うに、五〇％というときにいろいろな議論があったのは、前、この委員会でも出ました。諮問会議と、それから経済界あるいは厚労省、それぞれの考えが違ったという話も御披露があったところでありまして、それは当然、高齢期の生活の状況を考へて、それが十分可能なレベルとしてやはり五〇％というのが最終的に決まって法律となったというふうに向うわけでございまして、全くそれを無視して決めているわけではない。

ただ、バランスで決まっているということ、それから、それを考える際の前提は、高齢期の方々の暮らしがちゃんと守られるということを考えているということだと思ひます。

○長妻委員 今の答弁とその前の答弁、全く正反對の答弁があつて、ちよつと整理していただきたい。一回ちよつとまとめて、整理してください。

○塩崎国務大臣 同じことを言っているのでありまして、バランスで一・八・三と五〇％というのが決まりましたということ、その際に、何も暮らしのことを考えずに決めるはずもないのであつて、いろいろな意見が、どのレベルで代替率を定めるのかということに関してはいろいろあつた。その中で五〇％というところに決まったということ、申し上げているので、その際には、やはり、当然、高齢期の生活が守られるということを念頭に入れたいろいろな方々の御意見でこの法律の水準は決まったというふうに申し上げたわけで、整理は十分されているものだと思ひます。

○長妻委員 先ほど真反對の答弁があつたんですね。一つは、最低限の生活ということで提起されたものではない、この五〇％ということ、そういうふうに向う御答弁があつて、前々回の答弁では、老後の生活が十分可能なレベルとして五〇パーだという御答弁があつて、一体どつちなのか。つまり、十分可能かと私聞いていないんですよ、そんなにデラックスな話でなくて、この五〇パーが、ぎりぎり最低限の老後の生活が保障できるということで決めたんですかと。そこは重要なですね、これは。

○塩崎国務大臣 多分、長妻委員は、わかつておられて御質問されているんだろうと思ひますけれども、この五〇％の代替率の際の議論が行われたときに、最低限の生活というように厳格に言った上で五〇％にしたという話は、私は聞いたことはございません。

高齢期の生活の状況を守るためにどうかという、表現はいろいろな人がいろいろなことを當時言つておられましたから、それはいろいろありますけれども、少なくとも、何かナショナルミニマムとか最低限の生活ということで、厳密な定義がされたものとしての所得代替率五〇％が決まったわけではないという理解であります。高齢者の生活水準についての目安も何もなしで五〇％といつて、一・八・三とのバランスで決めたわけではなくないので、したがつて、私が申し上げていることは何ら矛盾はしていませんし、一貫をして御説明申し上げているというふうに理解しております。

○長妻委員 そうすると、最低限の老後の生活が保障という、厳格には決まっているものではないけれども、目安というふうなお話がありました。

であれば、所得代替率五〇％はどういう根拠で目安となるんですか、老後の生活の。収入が、例えば基礎的なものとかいろいろなものを合せて、一体どういふもので目安をカバーできるという根拠をお示しください。

○塩崎国務大臣 さつきも申し上げたとおり、目安という言葉で決まったわけでももちろんないというところで、表現はいろいろあつたということも申し上げましたので、余り言葉にとらわれ過ぎないようにならうと思ひます。

さつき申し上げたように、高齢期の生活をどう考へるのかということ、皆さん考へた上で、給付水準の下限ということ、所得代替率が議論されたわけでありまして、当然、高齢期の生活のどういふところぐらゐがやはり守るべき一線ということとは考へた上で、それぞれ御主張されていたというふうに向う理解をされています。

しかし一方で、基礎的な消費支出をカバーしているというのがどういふ状況なのかということ、その当時議論されていた方々は絶えず考へた上で、そういう意味で、その生活の保障を少なくともできるということ、思ひながら、その水準についての議論がなされたというふうに向う思ひます。

高齢夫婦世帯の基礎的な消費支出はやはり守つていくということが念頭にあつたんだろうというふうに向う思ひます。

○長妻委員 そうすると、これは当時、坂口厚生労働大臣が、この五〇％について、平成十六年の二月二十七日の厚生労働委員会でおつしやつておられるんですね。「最低限の生活が保障できる若いときの取りの五〇％」を確保する」と、こういう趣旨というのか、この答弁ですね、こういう答弁をされているんですね。「最低限の生活が保障できる若いときの取りの五〇％」、こういう答弁をされているんですね、今の塩崎大臣のお話と違つてくるわけですね。

この五〇パーは、過去調べてみますと、例えば日経新聞のインタビュ、二〇一〇年九月十九日付で、津島雄二元厚生大臣が、年金制度改革を主導する立場としてインタビュに答えられていて、年金額の比率を示す所得代替率について、公明党の意見を取り入れて五〇％を下回らないようにすることにしようというふうにお話しになられておられるんですね、副大臣は、公明党、古屋さんでございまして、これは、当時は、最低限度の生活を保障するというところでスタートしたけれども、今の塩崎大臣の答弁にあるように、今はそうではないというふうに向う変わったという理解でよろしいんでございまして。

○古屋副大臣 津島元厚生大臣の発言の真意につきまして承知するところではございませんが、公明党の意見という点について當時を振り返つてみますと、平成十六年改正に先立つて、当時の坂口大臣は、平成十五年九月にいわゆる坂口試案という改革の骨子を示しております。

この坂口試案におきましては、将来の給付水準は、おおむね五〇％から五〇％台半ば程度を確保していくのが適切としておりまして、公明党所属の議員である坂口大臣の試案であつたことから、津島元厚生大臣が発言なさつたのではないかと思われます。

今、塩崎大臣からも説明があつたとおりですが、いづれにしても、給付水準の下限の具体的な水準については、給付と負担のバランスを考慮する中で、厚生年金保険料の上限は一・八・三％に固定、現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇％とすることをセットで法案とし、公明党も与党として賛成をしていただこうと考へております。

○長妻委員 今のお話というのは、坂口大臣の、最低限の生活が保障できるというのは、当時もそんな議論はなくて、でも、これは大臣として国会で坂口大臣が答弁されていて、こういう形で所得代替率五〇パーというのが流布されたわけでありまして、そうすると、この答弁というのは当時、古屋副大臣にお伺ひしますが、坂口大臣のこの答弁は、最低限の生活が保障できるというのはい言過ぎだったということでもありますか。

○塩崎国務大臣 これは坂口大臣の当時の答弁でございまして、その趣旨を推しはかつてみれば、もちろん私は坂口先生ではありませんから、推測すれば、当時の高齢夫婦世帯の基礎的な消費支出と比較をしたときに、モデル世帯の年金水準であれば基礎的な消費水準を十分カバーしているという状況を踏まえて、最低限の生活を保障できるようにしたいという気持ちで答弁されたのではないかなというふうに向う思ひますけれども、そこはどうかということ、これは坂口先生にお聞きをしないと、これは正確にはわからないと思ひます。

ですから、当然、代替率を、いろいろな方がいろいろな御意見があつて、坂口先生も先ほどのとおり、五〇から五〇の半ばというふうなことをおつしやつておられるわけで、どの辺であれば平均的に高齢世帯の暮らしを守ることができるのかとい

う思いを數字化したというふうに考えるべきなんだろうなというふうに思います。

○長妻委員 所得代替率五〇％というのは、最低限の老後の生活が保障できるという気持ちをあらわしたということで、非常に心もとないいわけであります。

なぜならば、所得代替率五〇％、今の政府の見込みでいうと、二〇四三年か四四年ぐらまでは五〇％は維持できる。だから、それまでは、五〇％を維持できる限りは、基本的には抜本改革というのにはやる意思がないというような法律の仕立てになっているし、今の政府の答弁もそういうふう

に聞こえるわけでありまして、この五〇パーというものをひとつ単なる物差しであるという理解をしていただいで、五〇パーになる前に、本当に老後は生活できるのかどうか新たな指標なり調査なりをして厳重に確認をする必要があるというふう

に考えております。

そして、国民年金、基礎年金についての質問に移ります。

配付資料の一ページ、これを、事前に言っておりますので、大臣、説明をいただけますでしょうか。

○塩崎国務大臣 老齢基礎年金の額、これは平成二十七年と、総務省の家計調査、平成二十七年、これにおける高齢無職世帯の支出との比較を見てみますと、夫婦世帯では、基礎年金額十三万六

円が衣食住といった基礎的消費支出十一万五千九百三十三円をカバーしております。一方で、単身世帯では、基礎年金額六万五千八百八円が基礎的消費支出七万二千二百九円をおおむねカバーしている。

これに加えて、基礎年金のみの方など、低年金、低所得の方に對しては、平成三十一年十月までに施行される年金生活者支援給付金によって最大月五千元が年金額に上乗せをされる、年金と相まって高齢者の生活を支えることになるというふう

に考えておるところでございます。

○長妻委員 一ページ目は、今おっしゃっていたように、厚労省につくっていただいたものなんです。基礎年金だけを見ると、夫婦世帯でいうと、基礎的消費支出の平均でありますけれども衣食住を賄うことができる、単身世帯では、ちよつと七千円ぐらいいりませんけれども、おおむね賄うことができるというふうなことになるんですね。

ということは、今後、基礎年金が所得代替率で三割減っていくということは、衣食住を賄うことができなくなる、そういう事態があつたときに、所得代替率五〇％は切らないけれども、衣食住を賄えなくなる、基礎年金が、その場合は何らかの手を打つということをお願いいたしたいと思ふんですが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 そもそも一体改革の際に、今、長妻委員が御指摘になつたようなことは全て議論の対象となつていたというふうに私は理解をしております、その一つが年金生活者支援給付金であり、そしてまた、今回もう既に衆議院から参議院に移りました無年金者対策としての二十五年、十年の短縮法案であり、それから、これはもう既に一体改革で決まっておりますけれども、医療、介護の保険料の軽減とか、そういうことで対応をしていくということでありまして、マクロ経済調整があつたとしてもなかなか賦課方式の厳しい面があるんだということは、これは当時の岡田副総理もおっしゃつておることであつて、絶えず、国民の暮らしをどう守っていくかということとは当然やらなければいけないので、これはひとり年金制度だけでカバーをしていこうというのはなかなか難しいというのが一体改革の三党の合意の中身であつたと思ひます。

したがって、年金を含めて、社会保障制度については絶えず検証をし、議論を重ねて、打つべき手は必要とあらば打っていくことが私たちのやるべきことなんだろうというふうに思ひます。

○長妻委員 いや、私が申し上げているのは、今この一ページ目、説明していただいた数字は、私が質問主意書を出して、答弁書の中で、高齢無職

世帯の基礎的消費支出を、老齢基礎年金の満額であれば夫婦世帯は賄うことができる、単身世帯は……（発言する者あり）そう、現時点ではおおむね賄うことができるというふうに書いてあるから、これは将来ともこういう考え方を継続するの

かということなんです。私は持続してほしいということなんです。

つまり、将来、満額の基礎年金が衣食住を、基本的なものを賄えなくなつたらば、それは代替率五〇％を切らなくても、年金あるいは年金以外の対策でもいいですよ、そういう対策をきちつと打つということをお願いしていただきたいということ

を申し上げているわけです。

なぜならば、例えば国民年金だけで暮らしておられる方は、所得代替率の下限がないわけですよ。夫婦世帯の厚生年金だけ、厚生年金の方は五〇パーという、私はその所得代替率は誤解を与え

るものだと、分母がネットで分子がグロスですから、それは申し上げたわけですが、国民年金だけの方は所得代替率の下限が何もないわけですよ。

ですから、そういう意味では、この基礎的消費支出を一つのメルクマールにして、これを将来下回る、相当下回るときは年金あるいは年金以外の対策をきちつと打つということをぜひこれは明言していただきたいと思ふんですが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたことに尽きるわけでありまして、所得代替率の五〇％というの

は、おっしゃるとおり、これは先ほど私からも申し上げたとおり、夫婦二人のモデル世帯の年金水準の下限ということでありまして。

今、基礎年金で最低限の生活が守れるのかどうかということを見るべきだという御指摘がございましたけれども、基礎年金そのものの下限を設けているわけでは今はもちろんないわけでありま

すけれども、しかし、五年ごとに実施をしている財政検証では、所得代替率が五〇％を上回っているか否かを見ているだけではなくて、当然、報酬比

例部分と基礎年金部分に分けて代替率を算出してあります。今回の試算もそのとおりであつて、その分析を通じて、政策として何がこれから必要なのかということ

きに年間六万円の福祉的給付を行うことになる。基本的には、基礎年金のみの方には最大六万円行く、こういうことで手を打っているわけでありまして、これは三党合意でも合意をしたことであります。

法律は、確かに先ほど御指摘のとおり、五〇%を切る五年前にという話であります、それは法律であつて、さつき私が申し上げたとおり、私どもは絶えずいろいろなものを見ておるわけであつて、先ほどの夫婦二人のモデル世帯の所得代替率だけではなくて、基礎年金の代替率についても私たちは見ているわけでありまして、まさにそれを問題にして、お答えも三%、七%でお答えをしているわけでありますから。

今いろいろな想定があり得るということで、それはそのとおりで、私たちもそれは十分考えた上で、何が必要かということは絶えず見ながら、必要な手、社会保障全体あるいは経済政策全体の中で何をどうするかということは絶えず見直しをしていくということでありまして、私どもが何もしていないということでは全くないということだと思います。

○長妻委員 現状の老後の生活がどんなものか、それをきちつと見ながら政策を進めていただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。

○丹羽委員長 次に、堀内照文君。

○堀内(照)委員 日本共産党の堀内照文です。

早速、質問に入らせていただきます。どうぞよろしく願います。

交通事故などが原因で受けた脳への軽い損傷が重い身体症状などを引き起こす軽度外傷性脳損傷、MTBIと呼ばれています。これに苦しむ患者さんが少なからずおられます。

軽度といつても、症状が軽いではなくて、事故のときの意識障害の程度が軽いというだけであつて、その後の後遺症として、頭痛や目まい、体の激痛、手足の麻痺、視覚、味覚障害、排尿障害など、日常生活に大変な支障を来して苦しんで

おられます。

また、CTやMRIなどの画像所見に写らないために、周りの理解が得られなかったり、また、そのことで労災の障害等級も最低となり、年金もなく、生活に困窮を極めていられるという方が多いわけです。

WHOが二〇〇五年にこの軽度外傷性脳損傷についての操作的定義というのを明らかにしたことやその後の研究を受けて、厚労省は、二〇一三年に、労働基準局労災補償部補償課長名で通知を出しています。資料の一枚目につけておきました。

そこでは、「画像所見が認められない場合であっても障害等級第十四級を超える障害が残る可能性が示されたことを踏まえ」、「画像所見が認められない高次脳機能障害を含む障害(補償)給付請求事案については、本省で個別に判断することとする」とされています。

同症例によるものとする労災認定の状況についてお聞きしたいと思ひます。この通知以来、申請件数とMTBIの認定数、さらに、労災認定数はどうなっているのでしょうか。

〔委員長退席、とかしき委員長代理着席〕

○山越政府参考人 お答えを申し上げます。

軽度外傷性脳損傷につきまして、今御指摘がございました、平成二十五年六月十八日付で通知を発出して以降、この通知に基づき都道府県労働局から報告がございました請求事案の件数は、三十七件でございます。このうち、軽度外傷性脳損傷に該当すると判断された事案は、四件でございます。

その中で、災害と高次脳機能障害との間に相当因果関係が認められるとして、障害(補償)給付の対象となつたものは、一件でございます。

○堀内(照)委員 せっかくWHO水準の認定基準があつても、ほとんど切り捨てられていられるんです。

WHOの操作的定義というのは、資料の二枚目につけておきました。事故直後の急性症状としては軽い意識障害等があるんだ、その後、外傷後三

十分後またはそれ以降の医療機関受診時の昏睡尺度でいうスコアが高いんだ、こういうことなどを基準にしているわけですが、関係者の皆さんは世界基準が適用されると期待しましたけれども、事故直後、被災者が意識を失つていても、それぐらいいは意識喪失とは言えないとか、意識障害の厳密な証拠がないとか、MTBIと認定されてもそれは事故との因果関係は認められないとか、そういう点で切り捨てられていられる患者さんから声が上がっております。

私が直接相談を受けた方も、今、認定されずに、再審査を請求しているところなんです。ところが、その審査員の名簿を見て、大変驚かれております。

この方は、通勤途中の交通事故で障害を負うことになりました。そのときのいわゆる自賠責、まだ係争中なんです、相手方の保険会社、今労働保険審査会の委員を務めている方が、その保険会社の元専務執行役員なんですね。

ちよつと大臣にお伺いしたいんです。

これまで労働保険審査会委員に保険会社の関係者がついていた例はあるのか。事故のもう一方の当事者に利害関係がある、こういうおそれのある人がこういう審査に携わるといふことがあつていいんでしょうか。

○塩崎国務大臣 今の御指摘の委員につきまして、民間企業の役員としての経歴を持つていいることはそのとおりでございますが、労働保険審査会の委員として同様の経歴をお持ちの方を任命した例は、把握をしておりません。

御指摘の委員は、企業を既に退職した後に委員に就任をしているわけであつて、特定の企業の立場を代表しているわけでは決してなく、むしろ、特定の企業から離れた立場で、職務経験を通じて

エクスパティーズがある、国が所掌する労働保険と共通性の多い民間保険に関する審査、支払い実務に精通をしているなど、業務を的確迅速に処理するための能力に着目をして委員として任命をしたというところだろふというふうに思ひます。

実際に、平成二十六年四月から、豊富な見識に基づいて、公正かつ適切な審理に当たつていられるというふうに理解をされているところであります。国会においても、平成二十六年の新任の際と平成二十八年の再任の際に、任命の国会同意をいただいているところでございます。

いずれにしても、御指摘の委員については、審理の公平性、中立性に問題があるとは考えておりません。

○堀内(照)委員 把握していないというのはちよつとおかしいんじゃないでしょうか。過去どういう方が委員だったというのは、全部経歴もわかるはずなので、これはぜひ調べて委員会の方に提出いただきたいと思ひますが、委員長、いかがですか。

○塩崎国務大臣 例を把握していないというのは、例がないという意味ですから、そのとおり御理解を賜ればと思ひます。

○堀内(照)委員 では、ないと明確に言つていただいたらよかつたんですが、つまり、初めてなんです。

この方は、二〇一四年四月に最初に着任される直前まで保険会社の専務執行役員でありました。公平中立というふうにおっしゃいましたけれども、全く影響なしと私は言い切れるのかと思ひます。

例えば、MTBIのこういう事例が積み上がるというところで、自賠責の方の判断にも影響するといふことをこの委員の方が懸念するといふことが全くあり得ないと言ひ切れるのかと思ひます。

同意人事のこともありました。私たちは当然反対をしました。利害にかかわる方がやはりかわつてはならないと思ひます。

私が聞いたこの相談者は、事故後、睡眠障害や排尿障害、仕事の優先順位がつけられなくなるなど、以前できていた仕事もできなくて、退職せざるを得なくなつた。今も後遺症に悩まされながら、しかし、生活のためにといふことで別の仕事

を懸命に続けておられます。労災の認定を望んでいるんですが、委員の名前、自分の担当だということを知って、この方の前職が前職だけに、審査に影響があるんじゃないかと非常に不安を覚えると言っているんです。

大臣、再度お聞きしたいんですが、少なくとも、今回のような、この方が、この委員が所属していた会社と利害関係が強いような対象者について審判を担当するということは避けるべきじゃないでしょうか。

○塩崎国務大臣 過去に民間の保険会社に在籍をした経歴があるということでありまして、それは、裏返してみると、保険原理に精通をしているということでもあるので、今回、政府の委員になるに当たって、その経歴の中にあつて磨かれたエクスパティーズを活用して、労働保険審査会の委員になってそこで貢献をしてほしい、こういうことだと思ひますので、先ほど申し上げたとおり、審理の公平性、中立性、もちろん、民間に所属したまま入るというのはあり得ない話だと思ひますけれども、その経歴があるからといって全てだめということはいかなものかなというふうに思ひます。

○堀内(照)委員 私は、そういう大臣の答弁がいかなものかなと思ひますので、ぜひやはり改めていくべきだと指摘をしておきたいと思ひます。続いて、アスベストの問題について質問したいと思ひます。

きのうの報道でも、札幌市の小中学校の給食調理室の煙突内の断熱材が剥がれ落ちる、これでアスベストが飛び散る危険があるということから、一万八千人の調理が中止になっているということがありました。今後、これはますます問題になっていくんだと思ひます。

昨年、私、この委員会でもこの問題を取り上げさせていただきました。現在、アスベスト被害の救済は、労災による補償と救済法による救済の二つがあります。そして、まだまだ救済されていないという方がやはり多くいる。

前回も指摘しましたが、今回も、資料の三で、人口動態統計における中皮腫の死亡者と、労災、救済制度双方で中皮腫認定された死亡者との比較の表をつけておきました。救済制度ができてから以降も、およそ三分の二しか認定されていないということになっているんです、死亡者との比較で。アスベスト由来がはつきりする中皮腫ですらまだこの水準ですから、他の疾患も含めて見ると、やはり相当、認定されずに至っているという方が多いと思ひます。

きょうは、その中でも、特に建設業でのアスベスト被害、とりわけ一人親方の問題についてちよつとお聞きしたいと思ひますね。まず、被害の大きさについて押さえておきたいと思ひます。

日本では、アスベストの輸入量は総計で一千万トンにも上ると言われています。とりわけ、国際的にアスベストの危険が認知され、禁止される流れにあった一九七〇年代から九〇年代にかけて、年間三千万トンもの大量のアスベスト輸入が続き、環境再生保全機構のパンプには、アスベストの用途、三千種ある、そのうち八割以上が建材製品として使われてきた、その旨の記述があるわけでありました。

労災で石綿による疾病だと認定され、保険給付が決定された件数について、これは業種別で厚労省はとっていると思ひますが、これを教えていただけないでしょうか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年年度の石綿による疾病に関する労災保険給付の支給決定件数でございますが、速報値で、全体で千三百三十二件でございます。このうちの業種別の内訳でございますが、建設業が五百四十三件、五二・六％でございます。製造業が四百四十三件、三九・一％。運輸業が二十件、電気、ガス、水道または熱供給の事業が六件、船舶所有者の事業が一件、その他の事業が五十八件となっております。

○堀内(照)委員 資料の四枚目に、先ほどの機構

のパンプですね、八割以上が建材だと。それから、五枚目に、労災の認定状況ですね。建設業が本当に多く占めております。膨大なアスベストのほとんどが建材として使用されてきたわけですから、その被害も建設業で広がっているんだということだと思ひます。

多くの方がアスベストの危険を知られることなく仕事に従事をして、せいぜい市販のマスクなどを着る程度で、深刻な暴露をしてきました。

一人親方の方々は、元請からの指示を受けて作業に従事するというところで、一人親方といえども、実態としては労働者と同じ働き方をさせられていました。同じように作業し、同じように暴露しても、特別加入をしていない限り労災の対象にはなりません。

中央環境審議会環境保健部会の石綿健康被害救済小委員会、この間、五回開かれております。その議論の中でも、年間二百名前後の石綿関連患者を診察し、そのうち九割が建設業だという診療所のドクターがこう言っています。実態としては従業員以上に石綿暴露がひどいのに救済がなされていない、これは制度の矛盾じゃないかと。こうも言っています。一人親方の方で労災を掛けたいので救済制度の方で救済してほしいと思ひますが、石綿肺の認定がされずに救済されないということが間々あると。

これは、労災と救済法で基準が違うということも大きいんです。資料の六枚目にそれをつけておきました。どりわけ肺がんが厳しくなっています。

きょうは閣副大臣にお越しいただいています。労災では、医学的所見に加え、暴露歴を見て認定をしております。救済法も同様の枠組みで暴露歴を加味すべきじゃありませんか。

○閣副大臣 石綿健康被害の救済制度につきましても、きょうは閣副大臣にお越しいただいています。労災制度とは制度の趣旨が異なっている点の一つであります。また、二つ目には、申請者の石綿暴露歴の厳密な精査には限界がありますことも理由の

一つとしてありますし、もう一つ、肺がんについて、石綿によるものであることを判定可能な指標として医学的所見があること等、その三つから、石綿により肺がんの判定に当たりましては、石綿暴露歴を問わず、医学的所見に基づきまして客観的に判定をしているところでございます。

作業の従事歴につきましては、本年の四月から九月まで行いました石綿健康被害救済小委員会でも、救済制度における指標としまして採用すべきとは結論されなかったと承知しているところでございます。

また一方で、小委員会の議論におきまして、石綿による肺がんにつきましては、引き続き知見の収集に努めるべきとされましたほか、救済制度への申請につながりますように、医療現場におきましては、石綿による肺がんの特徴的な所見を確認するための情報といたしまして作業従事歴等を活用するべきだとされたことと承知をしております。環境省といたしましては、こうした方向性に沿いまして、適切に対応して、救済制度で救われるべき方が救われますように、安定的かつ着実な制度の運用を図ってまいりたいと思ひます。

○堀内(照)委員 肺がんの診断については医学的所見が確立しているんだということを一つおっしゃいました。その基準で線引きされて認定をされないという人が出ているから、私はきょうは問題にさせていただきます。

小委員会の中でも、石綿小体が三千本、これは基準は五千本なんです、五千本に満たないために認定されない肺がん患者がいるということも紹介されています。三千本だった肺がんを発症するリスクがないという証拠が欲しい、安全だという根拠が欲しいと泣いて訴えた、こういう声も紹介されています。この声にやはり応えるべきだと私は思っています。二倍のリスクということで、医学的所見に基づくということでありますが、その線引きはやはり私は理不尽なんだと思ひます。

資料の七枚目に、労災では、基準以下でも、暴

露歴を考慮して個別に本省で判断をしているわけであり。作業従事者の確認も、なかなか限界があるということもありました。

それで、では、労災の方ではどうしているのか。

石綿による疾病の認定基準において、石綿暴露作業について明示をしていると思います。建設業に該当するのはどのような作業であるかということと、また、認定に当たって、暴露歴の確認というのとはどう行っているのかということをお答えいただきたいと思います。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

石綿による疾病の労災補償の認定基準において示しております石綿暴露作業、このうち、御指摘のありました建設業に関連するものとしたしましては、例えば、石綿の吹きつけ作業、石綿製品の切断等の加工作業、石綿製品が建材として用いられている建物の補修または解体作業などがござい

ます。また、石綿暴露作業の従事歴でございすけれども、これにつきましては、請求人の職歴に関する申し立てに基づきまして、事業主や同僚労働者から事実確認のための聴取することなどにより、的確な石綿暴露作業従事歴の確認に努めているところでございす。

○堀内(照)委員 資料の八ページに、その作業について挙げておきました。

今示されませんでしたけれども、①から⑤までの後に、「これらのほか、上記作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や上記作業の周辺などにおいて、間接的なばく露を受ける作業も該当する」ということで、当該作業を行っていないけれども間接的な暴露はあり得るんだ、それを同僚などの証言も含めて広く認定しているんだと思うんです。

資料の九枚目に、国土交通省が出している「目で見るアスベスト建材」というのをつけておきました。アスベスト含有建材は、戸建てで、屋根、煙突、外壁、内壁、床など十種の建材、RCS造

では、実に四十種の建材が使われております。

建設現場でこのような建材を扱う作業を一切していないというのは本当にあるだろうか、また、一定の年月を一人親方として現場を転々とされた方が、こうした建材を扱う作業とは一切無縁の現場を渡り歩くということが本当に可能なんだろうかと思うんです。一定程度、建設現場の労働に従事してきた方なら、石綿被曝というのは、そういう意味では避けられないと私は思うわけであり

す。一方で、現行救済法は、因果関係を全く問わないで社会的に救済するという枠組みであり、事業主負担は一律ではありません。一部の企業には特別拠出金を課していますが、それはなぜでしょうか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

石綿健康被害救済制度は、個別的な因果関係を明確にすることが困難という石綿による健康被害の特殊性に鑑みまして、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により被害者の迅速な救済を図ろうとするものです。

このうち、事業者の費用負担でございすが、全ての事業者が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けているということに着目いたしまして、労働者を使用する全ての事業者、労働災害保険適用事業者から一般拠出金を徴収しているというところでございす。

さらに、石綿の使用量が特に多いなど、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業者につきましては、救済について追加的な貢献が求められることから、一般拠出金に加えて、御指摘の特別拠出金を徴収しております。

○堀内(照)委員 被害補償とまではいかないまでも、石綿の使用量に応じて負担をしているわけですから、原因物質を扱った量に応じて負担を求めている、つまり、実質的には責任の一端を担っている、と私は言えると思ひます。

関副大臣にもう一度。

長らく種々の建設現場の作業に従事しているという点では石綿暴露は本当に避けられない、既に特別拠出金という点では責任の一端を担っているという側面もある、こういう点から見ても、暴露の原因を特定するためではなくて、暴露の事実を認定するという点で、暴露歴を肺がん認定の基準に加えるという点は、個別的因果関係を問わずに社会全体で救済しようという現行制度の枠内でも十分可能じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○関副大臣 労災制度と救済制度、いろいろ考え方はあると思うんですが、制度の設計の考え方の違いというところがどうしてもやはり出てくると思ひます。

労災制度というのは、業務上の災害に対する補償制度として、石綿による被害者の損害を填補することを目的としておりますし、一方、石綿健康被害救済制度によりましますれば、これは、原因と被害者との個別的な因果関係を明確にすることが困難という、やはり石綿によりまします健康被害の特殊性がどうしてもありますので、民事上の責任とは切り離して、石綿による健康被害の迅速な救済を図る制度としてこの石綿健康被害救済制度があり

ますので、その趣旨が制度ごとと異なっておりますが、どうしてもその点について我々は深くちよつと考えておかないといけないと思ひますね。

このために、その判定によりましても、それぞれの制度の趣旨に従って判定が行われているものでございすので、我々環境省といたしましては、今後とも知見の収集にはしっかりと努めてまいりたいと思ひます。そして、制度の趣旨を踏まえまして、救済制度で救われるべきがしっかりと救われてまいりますように、安定的かつ着実な制度運営を図ってまいりたいと思ひます。

○堀内(照)委員 現行制度の枠内でも可能じゃないかという問題提起ですので、ぜひ私は検討していただきたいと思います。

最後に、時間になりましたので、大臣に一言だけ伺って終わりたいと思ひます。

この間、建設アスベスト裁判では、国とメーカーの責任を断罪しています。より根本的には、やはりこの責任を認めて補償に踏み出すべきだと思ひます。当事者はその基金を求めております。この検討に進むべきだという当事者の声にこたえるべきだということをどう受けとめているのかということが一点です。

もう一点は、現行法でもまだ救済できる方法があるんじゃないかというのが私のきょうの趣旨であります。

去年、私が質疑に立ったとき、大臣が、救済法でカバーし切れないという方が多く残っているというところがよくわかった、環境行政としっかり連携して、健康は厚労省の責任でありますので、考えていかなければならないということを感じたというところもおっしゃっていただきました。

一人親方のアスベスト被害はもとも職業性暴露であります。保険料が高くて払えないなど、特別加入せよということだけでは済まないという現実があると思ひます。ぜひ踏み込んで厚労省として役割を果たしていただきたい。

済みません、この二点だけ最後に伺って、終わりたいと思ひます。

〔とかしき委員長代理退席、委員長着席〕
○塩崎国務大臣 一つは、係争中のこのコメントは、私としては差し控えたいというふうに思ひます。

それから、石綿健康被害救済法等、労災保険の制度の問題をお取り上げいただいておりますけれども、特別加入をする、しないだけでは済まないのではなにかということでありまして、制度としては別にエアポケットがあるわけではございせんが、私どもとして、厚生労働省として対応すべきことはきつちり対応していかねければいけないというふうに考えております。

○堀内(照)委員 終わります。ありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 日本維新の会の河野正美でござ

います。
早速質問に入りますけれども、今、テレビカメラも準備中ですので、大臣、最後に一問だけお伺いしようかなと思っておりますので、それまではゆつくりされて構いません。
まず、きょうは、高齢者による自動車交通事故について伺いたいと思います。

先月、十月二十八日、横浜市港南区で軽トラックが集団登校中の小学生の列に突っ込み、小学校一年生が亡くなり、七人がけがを負ったという事故がありました。とても痛ましい事故であり、亡くなられた小学生やその御家族の思いを察すると余りあり、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

この事故を起こしたのは八十七歳の男性で、報道によれば、事故前日から軽トラックを走らせていて、どのように事故現場まで行ったのか、よく覚えていないと話しているとも言われております。二度と同じような悲惨な事故が起きないように、国会としてどのように動いていくべきなのか、何ができるのかといった観点から質問をさせていただきます。

まず、高齢者による交通事故の現状についてお示しをいただきたいと思ひます。その発生件数及び死亡事故の数、認知症の影響が疑われるものがあれば、そういった把握している現状を伺いたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。
高齢運転者による交通事故の発生状況についてでございますけれども、平成二十七年中における七十五歳以上の運転者による交通事故は三万三千五百四十七件でございます、そのうち死亡事故は四百五十八件となっております。

この七十五歳以上の運転者による死亡事故については、全体の死亡事故、三千五百八十五件の約一三％を占めており、十年前、平成十七年と比較いたしますと、全体の死亡事故が年々減少しているのに対して、七十五歳以上の運転者による死亡事故の割合は、七十五歳以上の運転免許保有

者の増加を背景といたしまして、増加傾向にあるという状況になってございます。

また、平成二十七年中における七十五歳以上の運転者による死亡事故、先ほどの四百五十八件のうち、運転者が事故前に認知機能検査を受検していた四百二十九件につきまして、その約半数の事故が、検査において認知症のおそれがある方と認知機能が低下しているおそれのある方によるものでありまして、認知機能の低下が交通死亡事故の発生に影響を及ぼしているものと考えております。

○河野（正）委員 かなり増加傾向にあるということで、大変な問題だと思ひます。

運転免許を自主返納するという制度が導入され、高齢者を中心に返納された数がふえているとも聞いております。地域によつて差があるということも聞いておりますが、現状をお示しいただきたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

運転免許を受けた者は運転免許の取り消しを申請することができることとされておりまして、こうした申請を受けた都道府県公安委員会は申請に係る運転免許を取り消すものとされておりまして、これがいわゆる自主返納となつてございます。

平成二十七年中のこうした申請取り消し件数は二十八万五千五百四十四件でありまして、そのうち六十五歳以上の者によるものは二十七万五千九百五十九件で、全体の九四・六％を占めております。十年前、平成十七年との件数の比較では、全体で十五・〇倍となつておりまして、年々増加傾向にあるという状況にございます。

また、地域差の関係でございますけれども、六十五歳以上の運転免許保有者に係る返納率を都道府県別に比較いたしますと、大阪府、東京都、兵庫県等が高く、三重県、岐阜県、茨城県等で低くなつているところでございます。

○河野（正）委員 返納される方は、結構都会の交

通網の発達したところで、今、田村先生はおられないのであれですが、三重県とかは低いということであるみたいですね。やはり地域差があるんじゃないかなと思ひます。

これに関連しまして、一部の地域では返納率にノルマを設けているところがあるという話も伺いました。実際にそのようなことがあるのかどうか、事実関係を伺いたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

申請による運転免許の取り消し制度、先ほどのいわゆる自主返納についてでございますけれども、あくまで運転者の方々の自主性を尊重するものでございます。

警察といたしましては、加齢等で運転に不安のある方が免許証を自主返納しやすい環境の整備を推進しているところでございまして、自主返納件数に係るノルマというものはないものと承知しております。

○河野（正）委員 昨年成立した改正道路交通法では、七十五歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査の導入などが定められ、来年三月に施行されます。これによつて、三年に一度の免許更新時に加えて、一定の違反をした場合に簡易な認知機能検査を受けることが義務づけられ、そこで認知症のおそれがあると判定された場合には専門医の診断を受けるということになっております。

地域によつては、認知症の診断が求められる七十五歳以上の運転者がふえることが予想されるものの、地域の医療体制が追いついていないと心配する声もあります。高齢者による自動車事故が後を絶たない今、来年三月からの法施行を着実に実施し、その結果を評価して対策に生かしていくことが求められると考えますが、施行に向けた準備状況、取り組みについて伺いたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のございました、医師の方々の状況に関して御説明申し上げたいと思ひますけれども、認知症の専門学会が認定している専門医の方々というのは、平成二十七年十月時点で約千五

百人おられるという状況でございます。その数には、委員御指摘のような地域的な偏りが見られるということでございます。この新しい制度に向けまして、専門医ではない、いわゆるかかりつけ医の診断書についても、これをもとに都道府県公安委員会が行政処分の判断をしていくことができるようにしていくこととしていっているものでございます。

また、政府の策定いたしました新オレンジプランにおきまして、こうしたかかりつけ医の認知症対応力の向上ですとか認知症サポート医の養成等が掲げられていることも踏まえまして、専門医、かかりつけ医を問わず、診断を行う医師の確保につきまして、関係省庁、機関や、各都道府県における地域の医師の団体等への協力の働きかけを進めているところでございます。

引き続き、医師会等、関係機関、団体との一層の連携を進め、認知症の診断の対象となる方の大幅な増加に適切に対応できる環境整備を進めてまいりたいと思ひます。

○河野（正）委員 先ほど、地域差があつたと思うんですが、やはり自主返納ということでは、公共交通網が十分整っていない中山間地域などでは、運転免許を奪うことが移動の自由を大きく損なう結果になりまして、それはライフラインの途絶ということにもつながってくるのかなというふうに思ひます。

ただ運転免許の返納を促すだけではなく、自動車の運転に頼ることなく移動できる手段を確保できる町づくりというのが重要になってくるんだと思ひますけれども、政府としての取り組みを教えてください。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

認知症の方を初めといたしまして、自主的に運転免許を返納した高齢者に対しては、自宅などからの移動手段を確保することが極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

一つは、介護保険制度のもとでございますけれども、外出で言えば、例えば病院のところが一つ

大事でございます。そうした利用者の方が病院に通院する際に、ホームヘルパーが行います車の乗りおりの介助等のサービスというのが一つございます。

また、市町村単位でございますけれども、その地域支援事業におきまして、生活支援コーディネーターの配置、あるいは町内会を初めとする多様な関係者による協議の場の設置等を通じて地域のニーズの把握をいたしまして、さまざまなサービスの創出に取り組んでいくところでございます。

政府全体になりますけれども、認知症の方に対する御指摘の移動手段、移動の支援も含めた生活支援につきましては、我が厚生労働省と国土交通省を含みます関係十二省庁が共同で取りまとめました新オレンジプランの中で、認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりを柱の一つとして掲げてございます。

引き続き、関係省庁とよく連携しながら、政府一丸となって取り組んでまいりたい、こういうふうに考えております。

○河野(正)委員 自主返納をして事故を防ぐということは大切なことだと思いますが、それによって、買い物に行ったりとか、さまざまな生活に不便を来してしまうわけですから、公共機関、一部地域ではバスとかタクシーの補助をしたりとかいうこともあるというふうに聞いておりますので、しっかりと考えていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

先日も伺いましたが、その後、精神保健指定医の問題については新たに正式な発表がありましたので、伺いたいと思います。

昨年四月、聖マリアンナ医科大学病院で発覚したわけですが、そもそも今回、この事案が発覚するに至った経緯というのを教えていただきたいと思ひます。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

昨年四月及び六月に、聖マリアンナ医科大学病院における精神保健指定医の不正申請により、二

十三名の方の指定の取り消し処分を行いました。

これにつきましては、まず、昨年の一月に川崎市から関東信越厚生局の方に申請書類が送達されまして、そこで関東信越厚生局の担当者が、そのケースレポートの内容が酷似して、非常によく似ているということに気がつきまして、ある意味、その一つのケースが発覚したわけでございます。

そして、それ以前に提出されましたケースレポートの内容を洗い出しまして、厚生労働省で、過去に同病院において指定された者の申請書類について精査したところ、同様に同一症例、同一入院期間についてのケースレポートが提出されておりました、かつ酷似している、よく似ているという疑義があることが判明しまして、ケースレポートの対象となる患者の診療録を確認したほか、病院からの調査報告や厚生労働省による立入調査等によりまして、先ほど申し上げました二十三名につきまして、不正取得の原因といたしまして処分を行ったものでございます。

○河野(正)委員 残り時間も余りありませんので、質問を少し制愛させていただきますが、地域によって差があつたりとか、あるいは大学教授とか病院長を務めている方の中に含まれているというところがございますので、かなり地域的、あるいはさまざまなところに影響が大きい問題だと思いますので、しっかりとした対応をしていただきたいなと思います。

最後に大臣に伺いたいと思いますが、今回の事件は精神保健指定医制度の根幹を揺るがす重大なものであり、その信頼の回復というのが急務であります。指定医資格の見直しについて、前回の質問の答弁では、医道審議会の部会での議論を踏まえて進めるということをしていただきましたが、それも終わったかなと思います。

日本精神科病院協会は、今回の事件を受けて声明を出しており、資格試験が制度疲労を来している、口頭試験の導入、指定医研修会の内容を参加型に見直すことなどを提案しております。

精神保健指定医制度や精神保健、医療への信頼

を回復するため、対策は急務ではないかと思ひますが、拙速に進めて有効性の乏しい対策にとどまってもいけないのかなと思ひます。今後の見直しの方向性やスケジュールなど、具体的にいつごろまでに進めていきたいのかということをお大臣に伺いたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 今、河野委員から御指摘のとおり、八十九名もの指定医が取り消し処分になったということはやはり異常な事態であると考えざるを得ないと思ひます。何でもこんなに大量に取り消し処分が出たのかということ深く考えなければいけないというふうに思っています。

今回、こういうことが起きたことを受けて、同様の事案が二度と起こることのないように、例えば、指定医の要件である精神障害の診断、あるいは治療に従事した経験を確実に審査できる手法、今、口頭試験の話が、提案をされている話が出ておりましたけれども、口頭試験そのものがなかったということ自体もいかなるものかというふう

に思ひます。経験が確実に審査できるというところで、今のように、経験が確実に審査できるというところで、例えば、やはり、その能力もきちっと見るといことができる方法をとっていかねば形式に終わってしまうというところにもなりますので、そのように経験を確実に審査でき、なおかつ、その能力が担保できるような、そういう手法をぜひ導入するべく、早急に再発防止策の検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 スケジュール的には、大体いつごろまでとかいうのは、お考えはあるんでしょうか。

○塩崎国務大臣 これは、かなり全国的にも衝撃を受けておられる方々、これは地方の行政の方々にとっても、今回の津久井やまゆり園の問題もそうですが、大変この精神医学の問題というのが重要になってきて、指定医の役割は重いということを考えてみれば早急だと思ひますが、具体的にいつまでと決めているわけではないわけでありまして、できるだけ早くすることによつ

てこういった体制の強化を図って、皆さん方も安心し、そしてまた患者の皆さんも、障害者の皆さん方も安心できるようにしていきたいというふうに思ひます。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

できるだけ信頼を回復するためにも、しっかりと早くやっていかなければいけない問題だと思いますし、現に、審査中の方々が、合否がわからないまま宙ぶらりんになっているという声も聞いておりますので、早急に対応していただきたいと思ひます。

時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○丹羽委員長 次に、第百九十回国会、内閣提出、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

公的年金制度については、社会保障と税の一体改革を踏まえ、社会保障制度改革国民会議で長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化するための課題が示され、その課題の検討にも資するよう、平成二十六年に財政検証を行いました。さらに、社会保障審議会年金部会で制度の見直しを検討してきましたが、今般、これらを踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、

将来の世代の給付水準の確保等を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、短時間労働者について適切に年金の保障を行う観点から、平成二十八年十月一日から施行された被用者保険の適用拡大において対象外となっている一定の規模以下の企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、対象とすることができるとしてあります。

第二に、次世代育成支援の観点から、国民年金の第一号被保険者について、産前産後期間の保険料を免除するとともに、その免除期間について基礎年金給付を保障することとしてあります。

第三に、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保する観点から、年金額の改定ルールを見直すこととしてあります。具体的には、いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下をし、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしてあります。

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人について、国民から一層信頼される組織体制の確立を図り、年金積立金をより安全かつ効率的に運用する観点から、合議制の経営委員会を設け、中期計画の作成等について議決するとともに、役員の業務の執行の監督を行うこととしてあります。また、リスク管理のための年金積立金の運用方法を追加することとしてあります。

第五に、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に関する規定を設けることとしてあります。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十

一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「係るもの」の下に「及び第十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの」を加え、「及び」を並びに「に」改める。

第二十七条の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「(第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。)」を加える。

第二十七条の四第一項中「第一号及び」を、「調整率(第一号に掲げる率に)に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下同じ。に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かかわらず」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四

号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第二十七条の五第一項中「物価変動率」を「第一号に掲げる率に」、「調整率」を「第二号に掲げる率」に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号ロにおいて「基準年度以後算出率」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率)を乗じて得

率
第二十七条の五第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第八十七条第三項の表平成二十九年年度以後の年度に属する月の月分の項中「以後の年度」を「及び平成三十年年度」に改め、同表に次のように加える。

平成三十一年度以後の年度に属する月の月分

一万七千円

第八十七条の二第二項中「除く。」の下に「又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日(厚生労働省令で定める場合)にあっては、出

産の日。第百六条第一項及び第百八条第二項において「出産予定日」という。の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。
第八十九条第一項中「被保険者」の下に「前条

及び」を加える。

第百六条第一項中「国民年金手帳」の下に、「出産予定日に関する書類」を加える。

第百八条第二項中「定める給付の支給状況」の下に、「被保険者の出産予定日」を加える。

第百九条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第百九条の十三を第百九条の十五とし、第百九条の十二の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)
第百九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第百九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第五條第十一項中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

附則第九條の五第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七條の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十七條の四第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

る。

第二十七條の五第二項第一号中「とき」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 名目手取り賃金変動率(厚生年金保険法の一部改正)
第十五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「(第四十三條の五において「基準年度」という。)」を加える。

第四十三條の四第一項中「第一号及び」を「調整率(第一号に掲げる率に)に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下この条及び次条において同じ。に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項第一号中「可処分所得割合変化率に前項各号を」に「イに掲げる率に」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が」となるに、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に」に改め、同条第三項を「ハに掲げる率に」に改め、同条に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率
ハ 名目手取り賃金変動率
第四十三條の四第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び前項各号」を「前号イに掲げる率及び同号ロ」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が」となるに、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に」に改め、同条第三項中「可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び

び第二号に掲げる率を乗じて得た率(算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率
二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率
三 名目手取り賃金変動率
第四十三條の四第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回るときに改め、「かわらず」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。
一 平成二十九年年度における特別調整率は、一とする。
二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第四十三條の五第一項を次のように改める。
調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。)を基準とする。
一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金

変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号ロ及び第三項第二号において同じ。)を乗じて得た率
第四十三條の五第二項第一号中「可処分所得割合変化率に調整率」を「イに掲げる率に」に掲げる率に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が」となるに、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
ハ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三條の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が」となるに、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に」に改め、同条第三項中「ハに掲げる率に」に改め、同条に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
ハ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三條の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が」となるに、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に」に改め、同条第三項中「ハに掲げる率に」に改め、同条に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
三 名目手取り賃金変動率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第四十三條の五第一項を次のように改める。
調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。)を基準とする。
一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金

一 可処分所得割合変化率
調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
三 名目手取り賃金変動率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

後特別調整率を乗じて得た率

三 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三条の五第四項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第百条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第百条の十三を第百条の十五とし、第百条の十二の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第百条の十三 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能

を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第十七条の七第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、同項各号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削る。

附則第三十一条第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十三條の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三條の四第三項中「第四十三條の二第四項」を「第四十三條の二第三項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「第四十三條の二第一項から第三項までの」に改め、同項各号を削る。

第四十三條の五第四項中「次の各号に掲げる」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める」を「第四十三條の二第三項並びに第四十三條の三第一項及び第二項の」に改め、同項各号を削る。

附則第十七条の四第十項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第十七条の七第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、以下この項及び第五項において同

じ。)を加え、同条第四項中「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第五條 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 経営委員会(第五条の二―第五条の七)

第三章 監査委員会(第五条の八―第五条の十二)

第四章 役員及び職員(第六条―第十七条の四)

第五章 業務等(第十八条―第二十三条)

第六章 財務及び会計(第二十四条―第二十五条の二)

第七章 業務の概況等の公表(第二十六条)

第八章 雑則(第二十七条―第三十二条)

第九章 罰則(第三十三条・第三十四条)

附則

第三章を削る。

第三十三條中「(第十七条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十四條を削る。

第三十五條中第三号を削り、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五條の七、第二十三條第一項又は第二十六條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七條の二第七項又は第十條第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三條第二項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったと

き。

第三十五條を第三十四條とする。

第八章を第九章とする。

第二十八條第二項中「(平成十六年法律第百五号)」を削る。

第三十二條を削り、第七章中第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

(社会保障審議会への諮問)

第二十九條 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一 通則法第二十九條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 通則法第三十條第一項の認可をしようとするとき。

三 通則法第三十二條第一項の評価を行おうとするとき。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「概況」を「概況等」に改める。

第二十六條中「決算完結後」を「通則法第三十八條第一項の規定による同項の財務諸表の提出後」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十五條の次に次の一條を加える。

(会計監査人の監査等の特例)

第二十五條の二 管理運用法人の会計監査人に関する通則法第三十九條第一項及び第二項並びに第三十九條の二の規定の適用については、通則法第三十九條第一項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「役員」監

事を除く。）」とあるのは「役員」と、通則法第三十九条の二の見出し及び同条第一項中「監事に」とあるのは「監査委員会」と、同項中「役員（監事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第二項中「監事」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」とする。

第五章を第六章とする。

第十九条第二項中「第十一条及び第十二条を」を「第十一条及び第二項、第十二条並びに通則法第二十一条の四」に改める。

第二十一条第一項第一号中「売買」の下に「デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。」を加え、同項第三号イ中「第八号」を「第九号」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引

第二十一条第一項第六号中「付与」の下に「（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第七号中「（金融商品取引法第二十六条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）」を削り、「（の売買）」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第八号中「（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）」を削り、「（権利）」の下に「（であつて政令で定めるものを）」を、「付与」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるものの第一号から第三号までに掲げる方法に

よる運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。

第二十二條第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。

第二十三條第二項中「委員及び職員（以下この項において「役員等」という。）を「及び職員」に、「役員等たる」を「役員及び職員たる」に、「役員等」を「役員及び職員」に改める。

第四章を第五章とする。

第六條第一項中「及び監事二人」を「並びに委員長及び委員八人以上」に改め、同条第二項中「第十八條第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）」を「管理運用業務」に改め、「理事」の下に「（以下「管理運用業務担当理事」という。）」を加え、同条第三項中「前項に規定する理事」を「管理運用業務担当理事」に改める。

第七條を次のように改める。

（役員の職務及び権限）

第七條 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第十九條第一項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第五條の三第一項第一号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができ、第七條の次に次の一条を加える。

（役員の任命）

第七條の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 管理運用法人の役員の任命に関する通則法第二十条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第七條の二第一項又は第二項」と、「監事」とあるのは「委員長若しくは委員」とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。

5 第二項の規定による委員の任命は、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別してしなければならない。

6 委員長及び委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。

7 管理運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

8 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。

9 管理運用法人の役員（理事に限る。）の任命に関する通則法第二十条第五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七條の二

第七項又は第八項」とする。

第八條の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

第九條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（役員の欠格条項の特例）」を付し、同条中「第二十一条」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「行う者」の下に「（以下「金融事業者」という。）」を加え、同条第二号中「前号に掲げる事業者」を「金融事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理運用法人の役員（委員長及び委員に限る。）の欠格に関する通則法第二十二條の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

第十條に見出しとして「（役員の解任の特例）」を付し、同条中「及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第九條」を「（年金積立金管理運用独立行政法人法第九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び同法第九條第二項に改め、同条に次の五項を加える。

2 管理運用法人の理事長による役員（管理運用業務担当理事に限る。）の解任に関する通則法第二十三條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて」とする。

3 管理運用法人の理事長による役員（理事（管理運用業務担当理事を除く。）に限る。）の解任

に關する通則法第二十三條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得て」とする。

4 経営委員会は、理事長が通則法第二十三條第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 経営委員会は、理事が通則法第二十三條第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

6 理事長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めに基づいて講じた措置について、経営委員会に報告しなければならない。

第十一條の見出し中「注意義務を」注意義務等に改め、同條第二項中「理事長及び理事は」を「管理運用法人の役員は、通則法第二十一條の四に定めるもののほか」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 管理運用法人の役員の報告義務に關する通則法第二十一條の五の規定の適用については、同條中「役員(監事を除く。）」とあるのは「役員」と、「監事に」とあるのは「監査委員会」とする。

第十二條の見出し中「理事長及び理事」を「役員」に改め、同條中「理事長及び理事」を「管理運用法人の役員」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(代表権の制限等の特例)

第十二條の二 管理運用法人の代表権の制限に關する通則法第二十四條の規定の適用については、同條中「監事」とあるのは、「監査委員会が選定する監査委員」とする。

2 管理運用法人の代表権を有する役員の代理人の選任に關する通則法第二十五條の規定の適用については、同條中「有しない役員」とあるのは、「有しない役員(委員長及び委員を除く。）」とする。

第十三條中「管理運用業務に係る職務に關して」を「その職務上」に改める。
第二章第十四條の次に次の六條を加える。
(他の管理運用法人役員についての依頼等の規制の特例)

第十五條 管理運用法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役員」という。)は、通則法第五十條の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役員をその離職後に、若しくは管理運用法人役員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人当該金融事業者若しくはその子法人の方針を決定する機関(株主總會その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役員若しくは当該管理運用法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 通則法第五十條の四第二項(第一号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による管理運用法人役員についての金融事業者又はその子法人の地位に係る依頼等の規制について準用する。

(在職中の求職の規制の特例)
第十六條 管理運用法人役員は、通則法第五十條の五に定めるもののほか、利害關係金融事業者(金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害關係を有するものとして、政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。)に対し、離職後に当該利害關係金融事業者若しくはその子法人の地位

に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。
2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定役員(通則法第五十條の四第五項に規定する退職手当通算予定役員をいう。次条第一項及び第十七條の二において同じ。)が退職手当通算法人等(通則法第五十條の四第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。次条第一項及び第十七條の二において同じ。)に対して行う場合
二 管理運用法人役員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を實質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合
三 管理運用法人役員が利害關係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法人役員が当該承認に係る利害關係金融事業者に対して行う場合

(金融事業者再就職者による依頼等の規制)
第十七條 管理運用法人役員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者(退職手当通算予定役員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。)は、離職前五年度に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務(管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に關する事務をいう。以下この条において同じ。)であつて離職前五年度の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に在職していた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務に当該地位に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に対し、管理運用法人と当該金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者又はその子法人との間の契約であつて管理運用法人においてその締結について自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はし

ないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならぬ。

(理事長への届出)

第十七条の二 管理運用法人役職員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。

(理事長がとるべき措置等の特例)

第十七条の三 管理運用法人の理事長がとるべき措置等に関する通則法第五十条の八の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条まで及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十五条から第十七条」と、同条第二項及び第三項中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第五項」と、同項中「及び前二項」とあるのは「並びに前二項(同法第十七条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(政令への委任)

第十七条の四 第十五条から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

第二章を第四章とし、第一章の次に次の第二章を加える。

第二章 経営委員会

(経営委員会の設置)

第五条の二 管理運用法人に、経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書の変更

ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報告書の作成

ニ 通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項

ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変更

ヘ 通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成

リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項

ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

ル 組織及び定員に関する重要事項(リ及びヌに掲げるものを除く。)

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標及

び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する業務概況書の作成

カ イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

二 役員職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項第二号に掲げる職務のうち、理事長又は理事による第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)の実施状況の監視については、監査委員会に行わせることができる。

3 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について報告を求めることができる。

(経営委員会の組織)

第五条の四 経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以上並びに理事長で組織する。

2 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

4 理事長は、経営委員会の職務を執行する場合に、第七條第一項の規定にかかわらず、独立してその職務を執行する。

(経営委員会の招集)

第五条の五 経営委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第三項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この章及び第五十条の十第三項において同じ。)が招集する。

2 委員長は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。

4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の一以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対しその招集を請求したとき

きは、経営委員会を招集しなければならない。

(議事の運営)

第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に關し必要な事項は、経営委員会が定める。

(議事録等の公表)

第五条の七 委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五條の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに、公表しなければならない。

第三章 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第五条の八 管理運用法人に、監査委員会を置く。この場合において、通則法第十八条第一項の規定(監事に係る部分に限る。)は、適用しない。

2 監査委員会は、監査委員三人以上で組織する。

3 監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の職務及び権限)

第五条の九 管理運用法人の監査に関する通則法第十九条第四項から第六項まで及び第九項の規定の適用については、同条第四項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第五項中「監事は」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」と、同条第六項中「監事」とあるのは「役員」と、同条第六項中「監事」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」と、同

条第九項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、「法人の長」とあるのは「法人の長若しくは経営委員会」とする。

2 監査委員会は、前項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第四項に定めるもののほか、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第二項に規定する監視を行う。

3 第一項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第五項及び第六項の監査委員は、これらの規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会等への報告義務等)

第五条の十 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、通則法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 監査委員は、前項に規定する場合のほか、第五条の三第二項に規定する監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならない。

3 監査委員は、前二項に規定する場合において、必要があると認めるときは、委員長に対して、経営委員会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができる。

(監査委員会の招集)

第五条の十一 監査委員会は、各監査委員が招

集する。

(監査委員会の議事の運営)

第五条の十二 監査委員会は、監査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席した監査委員の過半数をもって決する。

3 役員(監査委員である委員を除く)は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

(日本年金機構法の一部改正)

第六条 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(資本金等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十四条の二の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

第三十四条第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第四十四条の次に次の一条を加える。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十四条の二 機構は、不要財産について

は、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

2 機構は、前項の規定による不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

3 機構は、前項の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 機構が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条中「厚生労働省令で定める重要な財産を」不要財産以外の重要な財産であつて厚

生労働省令で定めるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、中期計画において第三十四条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

第五十三条第二号中「第二項」の下に「、第四十四条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書を加え、同条の次に次の一条を加える。

(研修)

第五十三条の二 機構は、厚生年金保険法第百条の十三及び国民年金法第百九条の十三の趣旨を踏まえ、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二条第一項の改正規定中「満たない者」の下に「(同法附則第九条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされた者を除く。)」を加える。

附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を「第四十三条、第四十四条」に改め、同条第五号中「第十七条」の下に「から第十七条の四まで、第四十三条の二」を加える。

附則第十七条第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(厚生年金保険法第六条の適用事業所をい

う。以下この条及び附則第十七条の三において同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。)に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第三条の規定による改正後の同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により第三条の規定による改正後の同法第十二条第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)に使用される通常の労働者(短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者をいう。次号及び附則第四十六条第一項において同じ。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。同号及び同項において同じ。)

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者(厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。)(以下「四分の三以上同意対象者」という。)(四分の三以上で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意
ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第十七条第三項中「前項を」第二項ただし書、第五項及び第八項に、「厚生労働大臣」を「実施機関(厚生労働大臣に限る。)」に、「とあるのは「及び」とあるのは「並びに」に、「附則第十七条第二項を」附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項に改め、「及び」とあるのは「並びに」とを削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以

上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができず。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。)(の過半数で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意
ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以

の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意
ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものである。特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)(の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。附則第十七条の次に次の三条を加える。

条第四項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第六條第四項中「を除く」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六條の規定により同法第三條の規定による改正後の第十二條（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。第八條第二項において同じ。」及び特定四分の三未満短時間労働者（同法附則第十七條第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八條第二項において同じ。）を除く」と、同法第八條第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

第十七條の三 当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十條第一項及び第三條の規定による改正後の同法附則第四條の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

（標準報酬月額に関する経過措置）

第十七條の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（平成二十八年十月から標準報酬月額（同法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第三條の規定による改正後の同法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬

月額とみなして、実施機関が改定する。
2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六條第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三條第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六條第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七條第一項第一号中「規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七條の四第一項（同法第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八條第一項中「厚生年金

保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

附則第四十三條の次に次の一条を加える。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第四十三條の二 第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者（同法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第二百六條の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）、特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法附則第十二條第三項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九條の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。
2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

附則第四十六條第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三條第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）

に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第二十五條の規定による改正後の同法第三條第一項各号のいずれにも該当しないもの（前條の規定により第二十五條の規定による改正後の同法第三條第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者とし

ない。
一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者

二 その一週間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあっては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあっては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき

イ 又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第四十六条第三項中「前項を」第二項ただし書、第五項及び第八項に、「厚生労働大臣」を「保険者等(厚生労働大臣に限る。)」に、「及び」を「並びに」に、「附則第四十六条第二項を」附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項に改め、「規定する事務」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に申出をしなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができず。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき

イ 又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

所 使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に申出をしなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき

イ 又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に申出をしなければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五号中「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定(同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。及び同法第二十二号の改正規定並びに第六号の規定(日本年金機構法第五十三条の次に一条を加える改正規定を除く。並びに附則第十条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五号の規定(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。並びに次条第二項並びに附則第六号から第九号まで及び第十七条の規定(平成二十九年十月一日

三 第一条中国国民年金法第二十七号の三第一項、第二十七号の四及び第二十七号の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十条の三第一項、第四十三号の四及び第四十

三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五号の規定、附則第十二号の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十三条の規定(平成三十年四月一日

四 第一条中国国民年金法第五号第一項の改正規定、同法第八十七号第三項の表の改正規定、同法第八十八号の二第二項の改正規定、同法第八十八号の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九号第一項、第六十六号第一項及び第八十八号第二項の改正規定並びに同法附則第五号第十一項の改正規定並びに附則第四号及び第十一号の規定(平成三十一年四月一日

五 第二条及び第四号の規定並びに附則第十二号中国国民年金法等の一部を改正する法律(平成三十二年法律第十八号)附則第二十一条第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。及び附則第十四号の規定(平成三十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百二十二号)第六号第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)による年金積立金の運用の状況その他第五号の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(以下「新管理運用法人法」という。)の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による

投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第二号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

第五項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第七十二条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

六年法律第九十五号（附則第十一条第二項）国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十四号）附則第二十三条第十一項

（改定率の改定に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下この条及び次条において改正後国民年金法という。）第二十七条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後国民年金法第二十七条の五（改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七条の五第一項第二号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

（再評価率の改定に関する経過措置）
第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において改正後厚生年金保険法という。）第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後厚生年金保険法第四十三条の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

（罰則に関する経過措置）
第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）
第十三條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）の一部を次のように改正する。

（役員に関する経過措置）
第七條 第二号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五條の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法（次条において「旧管理運用法人法」という。）第八條の規定にかかわらず、その日に満了する。

（日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置）
第十條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六條の規定による改正後の同法（次項において「新法」という。）第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置）
第十條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六條の規定による改正後の同法（次項において「新法」という。）第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）
第十三條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）の一部を次のように改正する。

（国民年金保険料の免除に関する経過措置）
第四條 改正後国民年金法第八十八條の二の規定は、平成三十一年四月以後の期間に係る国民年金法第八十七條第一項に規定する保険料について適用する。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八條第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五條第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。
一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成

（再評価率の改定に関する経過措置）
第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において改正後厚生年金保険法という。）第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後厚生年金保険法第四十三条の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八條第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五條第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。
一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成

（再評価率の改定に関する経過措置）
第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において改正後厚生年金保険法という。）第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後厚生年金保険法第四十三条の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八條第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五條第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。
一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成

（再評価率の改定に関する経過措置）
第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において改正後厚生年金保険法という。）第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後厚生年金保険法第四十三条の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八條第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五條第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。
一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成

（再評価率の改定に関する経過措置）
第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において改正後厚生年金保険法という。）第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度である者に對する改正後厚生年金保険法第四十三条の五（改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八條第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五條第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十一條 次に掲げる法律の規定中「第八十九條」を「第八十八條の二」に改める。
一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成

附則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第三項中「別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。
(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十六条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「附則第四十六条第三項」を「附則第四十六条第十一項」に改める。
(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「(昭和三十四年法律第百四十一号)」の下に「、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)」を加える。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年十一月十六日印刷

平成二十八年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C